



インド投資環境

2019年12月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほ総合研究所

調査本部

【目次】

I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ概況	P.4
【I-3】経済構造	P.5
【I-4】社会・経済・産業の特徴	P.8
【I-5】経済情勢	P.10
【I-6】政治情勢	P.13
【I-7】経済発展上の課題	P.14
【I-8】経済発展上の強み	P.15
【I-9】リスク	P.16
【I-10】直接投資動向	P.17
【I-11】投資先としてのポテンシャル総括	P.19

II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.21
【II-2】主要工業団地・経済特区	P.22
【II-3】税務関連情報	P.23
【II-4】物流関連情報	P.26
【II-5】金融関連情報	P.27
【II-6】撤退	P.28

III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.30
【III-2】拠点設立フロー	P.31

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】外資規制	P.33
【IV-2】会社法	P.36
【IV-3】為替管理制度	P.43
【IV-4】貿易制度	P.45
【IV-5】通貨規制	P.46
【IV-6】資金調達	P.47
【IV-7】資金運用	P.48
【IV-8】資金決済	P.49
【IV-9】不動産関連規制	P.50

V. その他

【V-1】みずほ銀行インド拠点のご案内	P.52
【V-2】みずほフィナンシャルグループ インド現地関連会社のご案内	P.55
【V-3】業務提携	P.56

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【 I - 1】アジア主要国経済指標

国・地域名	韓国	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.7	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	16,194	49,719	134,074	3,611	5,894	3,630
実質GDP成長率(前年比)	2.7	0.8	6.6	3.2	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	31,346	39,306	9,608	64,041	24,971	48,517
2019年GDP成長率見込	2.6	1.0	6.3	2.3	2.5	2.7
信用格付(S&P) as of Apr 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国・地域名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	4,872	10,225	3,543	3,308	2,413	27,167
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	7.1
1人あたりGDP(USD)	7,187	3,871	10,942	3,104	2,551	2,036
2019年GDP成長率見込	3.5	5.2	4.7	6.5	6.5	7.3
信用格付(S&P) as of Apr 2019	BBB+	BBB-	A-	BBB	BB	BBB-

(注) 1. 数値は2018年ベース、斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A : 当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
 BBB: 当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い
 BB : 他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所) IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergより みずほ総合研究所作成

【 I - 2】基礎データ・概況



(出所) 外務省、JETRO、IMFより みずほ総合研究所作成

インド基礎データ

【人口】	13億3,422万人 (2018年度、IMF)
【面積】	約330万Km ² (日本の約9倍)
【首都】	ニューデリー 人口: 約1,678万人 (2014年)
【言語】	ヒンディー語 (連邦公用語)、英語 (準公用語)、他に憲法で公認されている州の言語が21
【民族】	インド・アーリア族, ドラビダ族, モンゴロイド族等
【宗教】	ヒンドゥー教79.8%, イスラム教14.2%, キリスト教2.3%, シク教1.7%, 仏教0.7%, ジャイナ教0.4%
【通貨】	ルピー
【政治】	共和制 国家元首: ラーム・ナート・コヴィンド大統領 首相: ナレンドラ・モディ 議会: 二院制
【GDP】	名目: 27,187億ドル、一人あたり: 2,038ドル (2018年度 IMF)
【実質GDP成長率】	+6.8% (2018年度、IMF)
【主要産業】	農業、工業、鉱業、IT産業

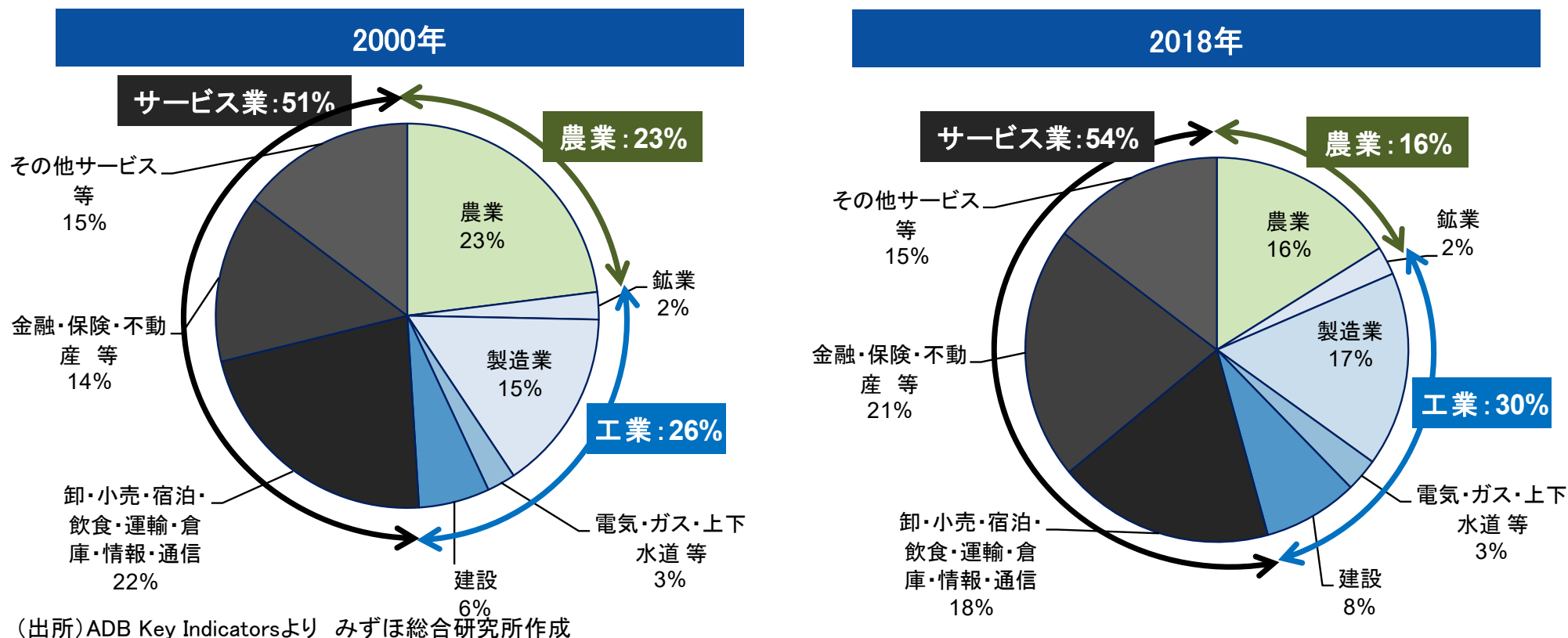
インド概況

- 1947年の独立以降、経済面では社会主義的な体制であったが、1990年代の経済危機を契機に経済自由化へ舵を切り、成長率は上昇
- 2014年の総選挙で誕生したモディ政権は、漸進的に経済改革を進めてきた。2017年7月には各州で異なる間接税を一本化する財・サービス税 (GST) の導入を実現
- 2019年の総選挙では、大規模なインフラ投資の実行などを選挙公約に掲げた与党連合の国民民主同盟が、前回に続き圧勝した。この結果、モディ首相は続投し、引き続き経済改革に取り組むこととなった

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ 第一次産業のGDP比率は16%で、中国やASEAN諸国に比べ高め。人口の7割が農村に居住し、第一次産業による経済や消費への影響は大きい
- ◆ 製造業の比率は17%で、中国やASEAN諸国に比べると低い。モディ政権は製造業を振興し、そのGDP比を25%に高める「Make in India」運動を展開
- ◆ 第三次産業の比率は5割を超え、同程度の発展段階にある国に比べて高い。理数系教育水準の高さや英語を話す人材の豊富さなどから、ITサービス業などに強み

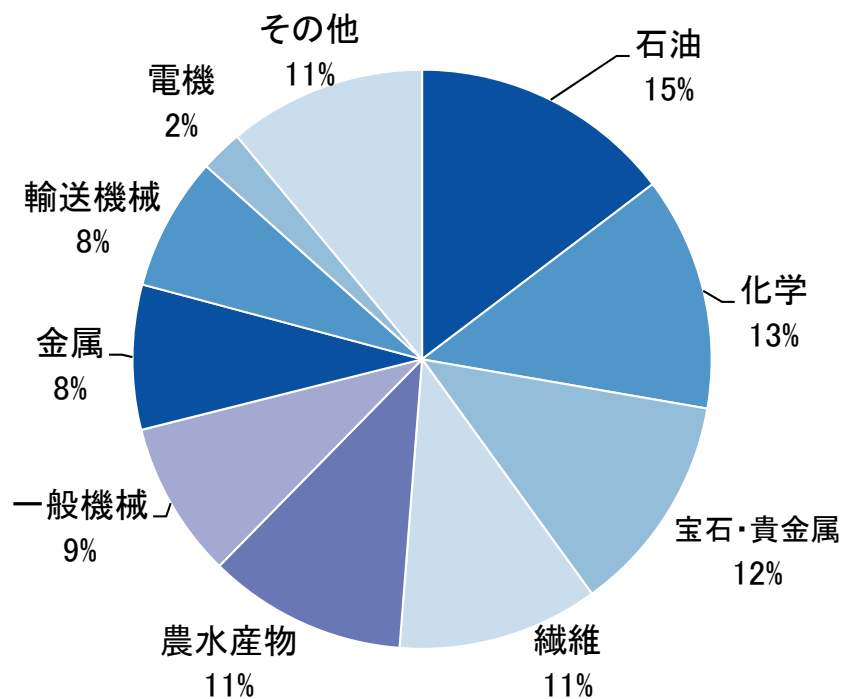
産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)



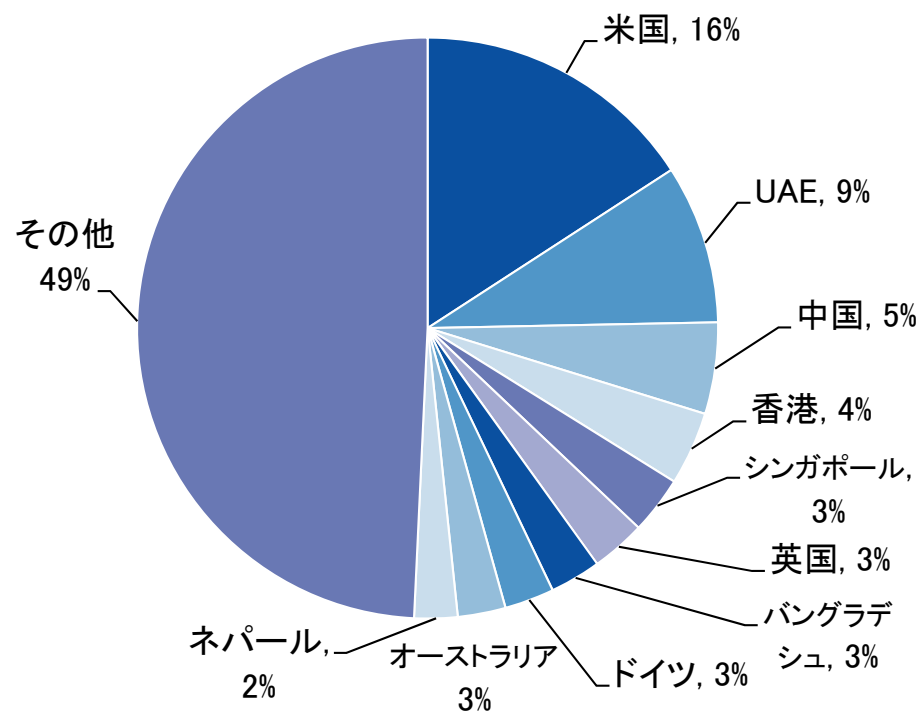
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- ◆ 最大の輸出品目は石油で、原油を輸入し、国内で精製した製品を輸出
- ◆ 次いで、石油を加工した化学製品の輸出が多く、川上から川中への産業の広がりがうかがわれる
- ◆ 宝石・貴金属については、原石を輸入し、安価な労働力を背景に研磨・加工品を輸出するビジネスが盛ん
- ◆ 国別では、米国とアラブ首長国連邦(UAE)が上位を占め、UAE向けは宝石・貴金属が多い

財別輸出内訳(2018年)



国・地域別輸出内訳(2018年)

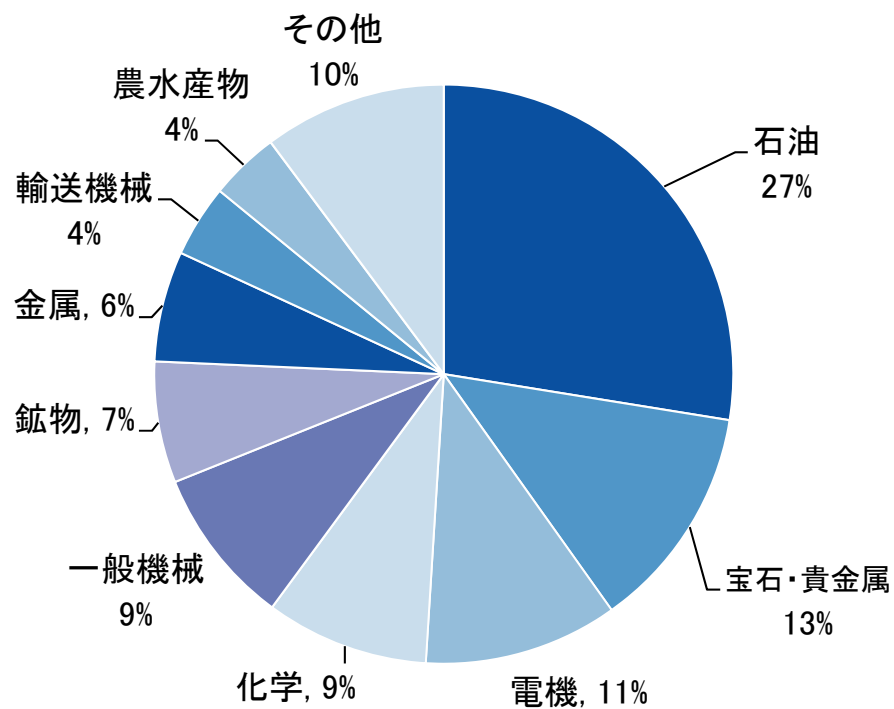


(出所)インド統計計画実行省より みずほ総合研究所作成

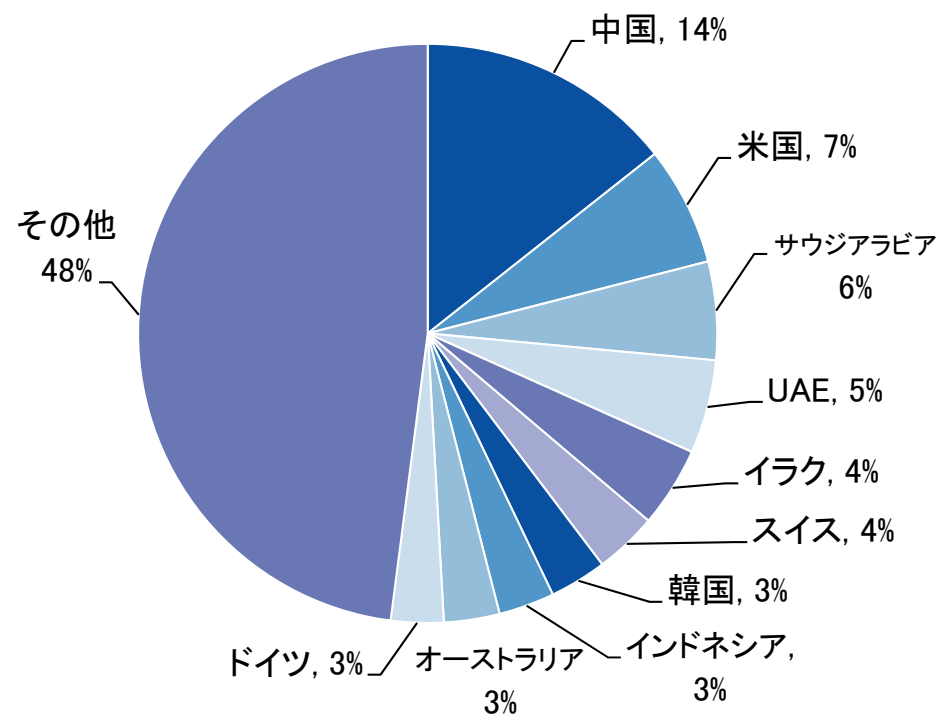
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- ◆ 最大の輸入品目は石油。国内消費の他、精製後に第三国へ再輸出する用途
- ◆ 次に多いのが宝石・貴金属。インフレ対策として金の国内需要が多い他、加工・研磨を経て第三国へ再輸出
- ◆ 輸入品目第3位の電機は中国からの輸入が多い

財別輸入内訳(2018年)



国別輸入内訳(2018年)



(出所)インド統計計画実行省より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】社会・経済・産業の特徴～①社会・経済の特徴

- ◆ 世界第2位の人口大国で、民族、宗教、言語など社会の多様性が特徴
- ◆ GDP規模は大きいですが、一人あたりGDPは依然として低い
- ◆ 政治面では、モディ政権の与党連合が、2019年5月開票の総選挙で圧勝。政権基盤が強まった
- ◆ 外交面では、伝統的に全方位外交。近年、日本、米国との関係を積極的に強化。モディ首相と安倍総理、トランプ大統領との関係は良好。中国とは国境問題を抱えるが、経済関係拡大。パキスタンとの間にも国境問題

社会・経済等における特徴

社会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 13億人を超える世界第2位の人口大国 ✓ 多様な民族、宗教、言語が混在 ✓ カースト制度(国民の8割が信仰するヒンドゥー教に根差した身分制度)は憲法で否定されているが、依然として社会に残り、生活の規範とするインド人は多い
経済	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GDP規模は世界でも上位 ✓ 一人あたりGDPは依然低い
政治	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元首は大統領だが、実質的な行政権は首相が持つ ✓ 議会は上下院の二院制で、首相指名と予算決議に関して下院が優越。モディ政権の与党は下院で過半数と強固な基盤を築くも、上院は過半数割れの「ねじれ国会」 ✓ 連邦国家であり、州政府の権限は大きい
外交	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伝統的に非同盟、全方位外交を志向 ✓ 近年、日本、米国との関係を積極的に強化。またロシアとの伝統的な友好関係を維持 ✓ 中国との間に国境問題を抱えるが、経済関係は拡大 ✓ カシミール地方の帰属を巡り、パキスタンと対立

(出所)外務省ウェブサイト、各種報道等より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】社会・経済・産業の特徴～②産業の特徴

- ◆ 世界有数の穀物生産国だが、近年は農産物価格および農業所得が停滞し、農村の不満が拡大。モディ政権は、2019年5月の総選挙を前に、大票田の農村対策として農業・農村振興に注力
- ◆ 製造業の発展は遅れたため、モディ政権は製造業を振興し、GDP比を25%に高める目的を掲げ、「Make in India」運動を展開
- ◆ サービス産業では、ITソフトウェアに強み。また、金融業も発展しているが、近年は不良債権問題が表面化

主要産業の特徴と動向

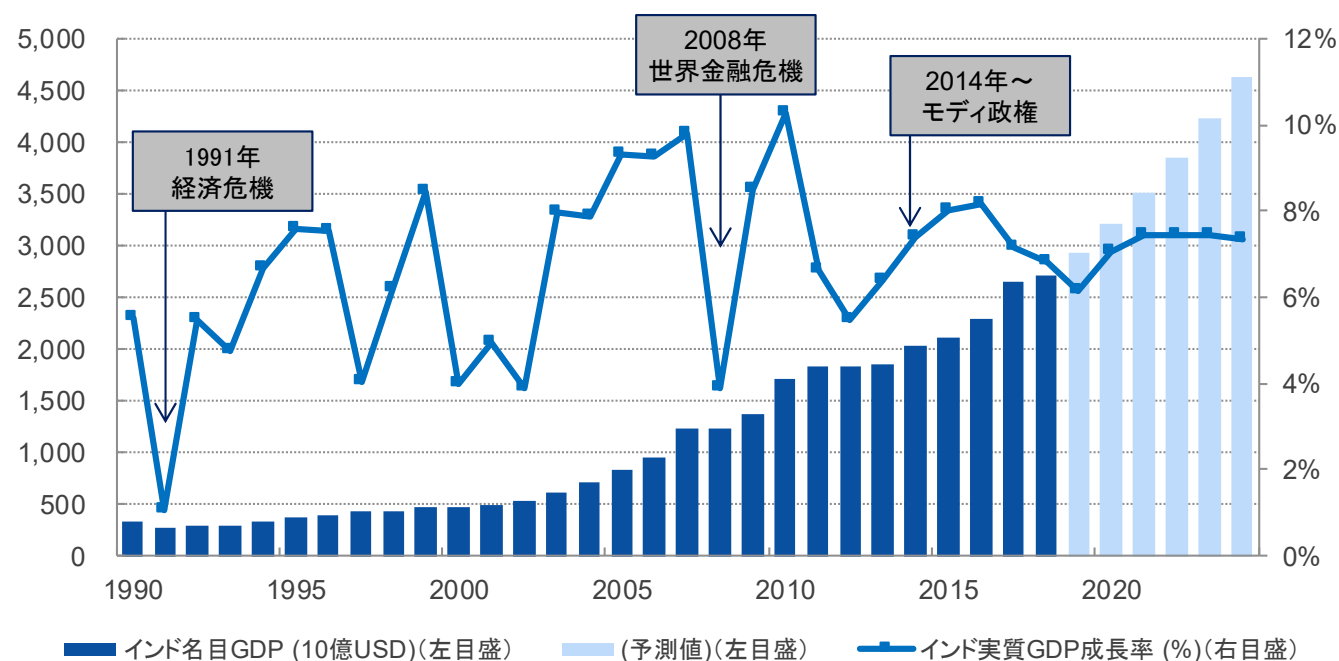
	第一次産業	第二次産業	第三次産業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世界有数の穀物生産国で、コメ、小麦の生産量は世界でも上位に食い込む ✓ 灌漑設備の普及率は耕地全体の6割程度に留まり、雨季(6～9月)の降水量が農業生産、農村所得、食品物価を左右 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造業のGDP比率は、中国やASEAN諸国に比べると低い ✓ 製造業の中では、鉄鋼・アルミニウム、自動車、綿工業が比較的に盛ん ✓ 自動車国内販売の半分をスズキが占める 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ITサービス・ソフトウェア産業は、理数系教育水準の高さに加えて、英語を話す人材の豊富さも強み ✓ 商業、運輸、通信、金融等の産業も国内経済の活性化や都市化の進展、規制緩和の恩恵を受けサービス業発展の一翼を担う
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年は雨季の順調な降雨による農業生産の拡大と、当局の物価安定化策を背景に、農産物価格が停滞。その結果、農業所得が伸び悩み、農村の不満が高まる ✓ モディ政権は、大票田の農村における不満を和らげるため、農業・農村振興に注力 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モディ政権は、発展の遅れた製造業を振興し、GDP比を25%に高める目的を掲げ、「Make in India」運動を展開 ✓ 自動車生産台数は、ドイツと世界4位を巡り競合。3位の日本からはまだ開きがある 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国営銀行を中心に不良債権が増加。安易な貸し出しなど、ガバナンスの欠如が主因 ✓ 政府と中央銀行は不良債権処理策を推進。破産法改正で法的処理を迅速化しつつ、国営銀行に公的資金を注入

(出所)外務省HP、農林水産省HP、各種報道等より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 1947年の独立以降、計画経済体制を採用し、新規参入を抑制する外資抑制策や産業ライセンス制度など実施
- ◆ 1980年頃より部分的に経済を自由化、外資容認(例:スズキ進出、1982年)、産業ライセンス制度緩和など実施
- ◆ 1990年の湾岸戦争で国際収支悪化、1991年には外貨が枯渇して経済危機発生
- ◆ 経済危機を受け、1991年にビッグバン型の経済改革(一層の外資規制緩和、産業ライセンス制度撤廃など)
⇒ 経済成長が加速、2003年にはゴールドマンサックスが“BRICsレポート”を作成
- ◆ シン政権(2004～14年)の末期は政権基盤の弱さから政策が混乱し、経済は停滞
⇒ シン政権は2014年の下院総選挙で敗北、モディ政権が成立してモディノミクスの改革に取り組む

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(出所)IMF “ World Economic Outlook Database”より みずほ総合研究所作成

【 I -5】経済情勢②～短期見通し

- ◆ 2019年の成長率は、①5月総選挙で与党連合が過半数割れに追い込まれるとの懸念による設備投資手控え、②干ばつに伴う農業生産の不振、③ノンバンク破綻に伴う信用収縮などを背景に、総じて低迷
- ◆ 上記①・②のような要因が剥落することで、景気は持ち直す見通し
- ◆ ただし、ノンバンク問題の先行きは不透明であり、当面要注意

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
NIEs	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
オーストラリア	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢③～中長期見通し

- ◆ 人口動態の追い風があることに加え、モディ政権の経済改革が追い風になり、7%台の成長が続くと予測
- ◆ ただし、人的資本の育成が遅れていること、マクロ経済の脆弱性(経常収支が常に赤字)、金融システムの脆弱性(国営銀行の不良債権問題、ノンバンク問題)など懸念材料もあり、成長率に下振れリスク

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
中国	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
NIEs	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
ASEAN5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

【 I -6】政治情勢

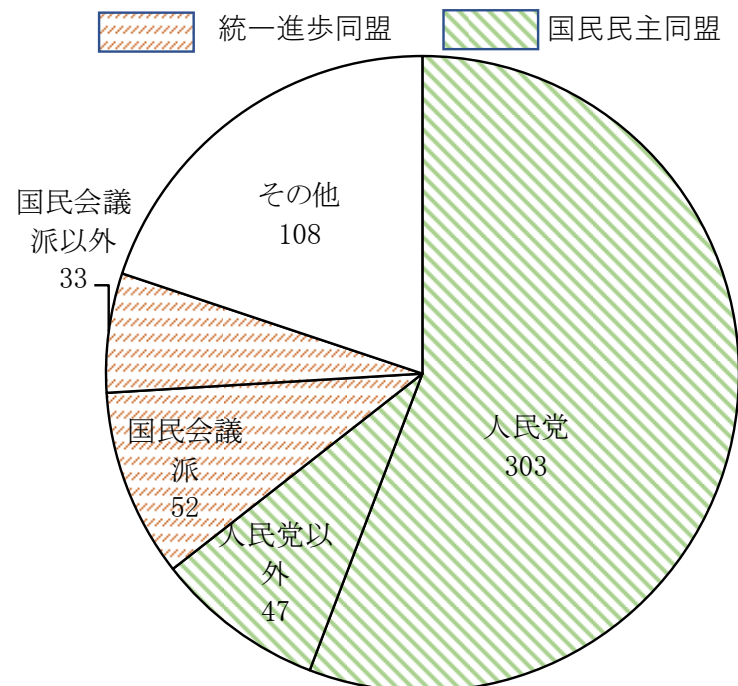
- ◆ 2019年5月の総選挙で、モディ政権の与党連合である国民民主同盟が、事前予想を覆して圧勝
⇒2019年2月にパキスタン軍がインド空軍機を撃墜して両国間の緊張関係が高まると、対パキスタン強硬路線をとる与党連合への支持が回復
- ◆ モディ政権の政権基盤は強固となったことから、経済改革の持続が期待される。もともと、上院では過半数を割っており、法改正が必要な改革の実現は容易でない

インド国会の仕組み

上院	<ul style="list-style-type: none"> ・任期6年、2年ごとに約1/3ずつ改選 ・州議会議員による間接選挙 ・上記のため、勢力交代に時間がかかる仕組み
下院	<ul style="list-style-type: none"> ・任期5年 ・有権者による直接選挙 ・首相指名と予算に関しては、下院のみで可決可能。その他は両院の可決必要

(出所)インド国会ウェブサイトより みずほ総合研究所作成

2019年5月の総選挙結果

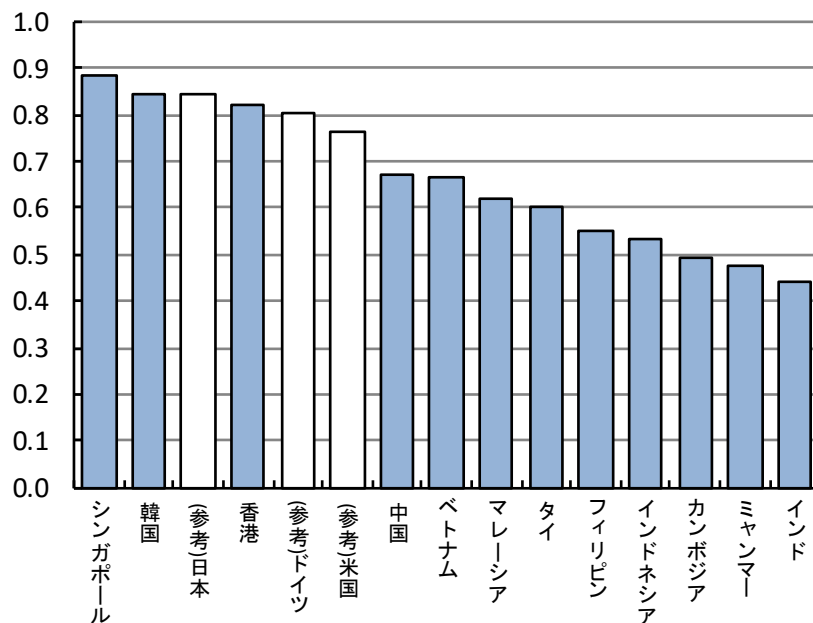


(出所)BBC News, "India general election 2019: What happened?" (May 24, 2019)より みずほ総合研究所作成

【I-7】経済発展上の課題

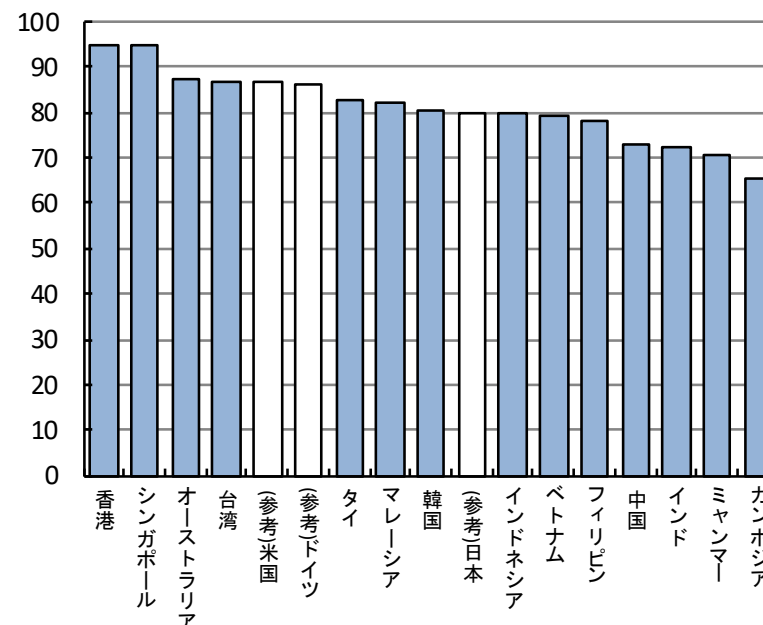
- ◆ 経済成長の基盤となる人的資本の育成面で、インドは後れを取っていると世界銀行は評価
- ◆ 国内産業の育成に重点を置いており、貿易自由化の面では出遅れている
- ◆ 他のアジア諸国に比べ、インフラが不足していることと税制が複雑なことを問題視する向きもある

人的資本指数(2018年)



(注) 数字が大きいほど衛生状態が良好かつ基礎教育が充実していることを示す。台湾は調査対象外
 (資料) 世界銀行より みずほ総合研究所作成

貿易自由度指数



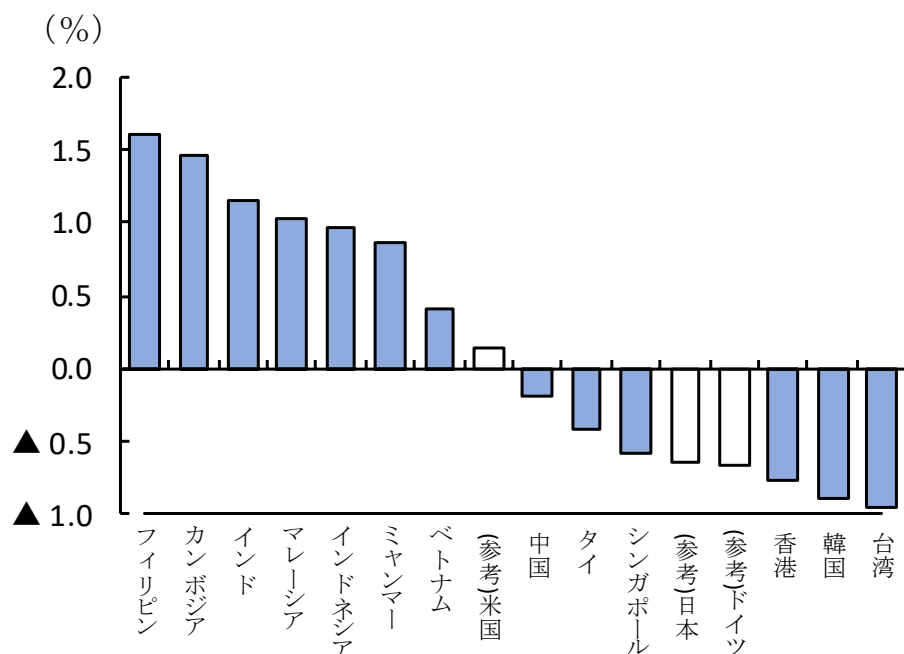
(注) 数字が大きいほど貿易が自由化されていることを示す
 (出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より
 みずほ総合研究所作成

【 I - 8】経済発展上の強み

- ◆ 生産年齢人口は、フィリピンなどには劣るものの、高いペースで伸びる見通し
- ◆ 重厚長大産業を中心に、製造業で幅広い産業集積。アフリカなど国外展開もみられる
- ◆ 英語を話せる人が比較的多く、情報産業やBPO産業(※)などで強みを発揮している

(※)Business Process Outsourcing : 顧客企業の業務の一部を請け負う事業

生産年齢人口増加率(2019~2028年平均)



(注)生産年齢は15~64歳
(出所)国際連合より みずほ総合研究所作成

EF EPI 英語能力指数の世界順位(2018年)

3	シンガポール	47	中国
14	フィリピン	48	台湾
22	マレーシア	49	(参考)日本
28	インド	51	インドネシア
30	香港	64	タイ
31	韓国	82	ミャンマー
41	ベトナム	85	カンボジア

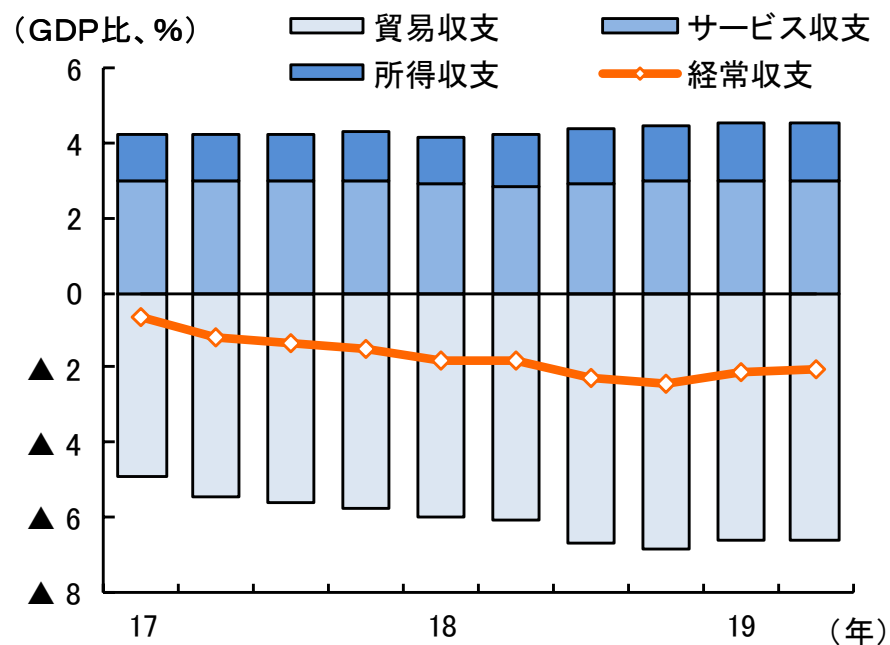
(注)世界88カ国中の順位。EFが実施する試験の得点に基づいており、全人口を対象とする評価ではない。

(出所)EFウェブサイトより みずほ総合研究所作成

【I-9】リスク～慢性的な経常収支赤字と金融の不安定性

- ◆ 経常収支は赤字体質であり、通貨に下落圧力がかった場合に経済は脆弱
- ◆ 国営銀行の不良債権問題がまだ解決途上であるなか、2018年にはノンバンクの経営不安問題も出てきており、金融面の安定性に課題がある

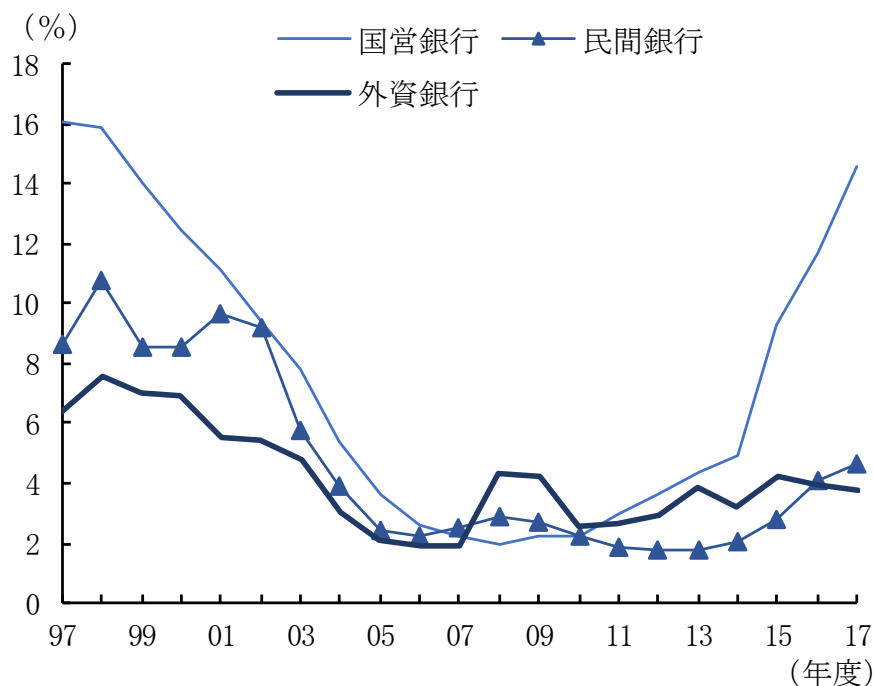
経常収支



(注)4四半期移動平均

(出所)インド準備銀行、インド統計計画実行省より みずほ総合研究所作成

銀行の不良債権比率

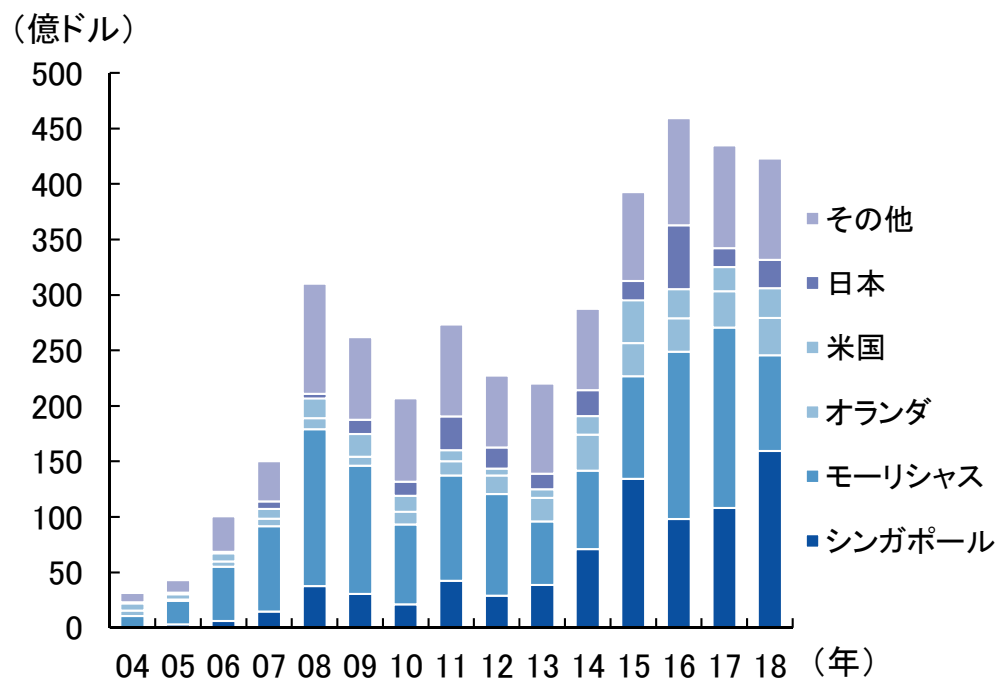


(資料)インド準備銀行より みずほ総合研究所作成

【 I -10】直接投資動向①～世界からの投資

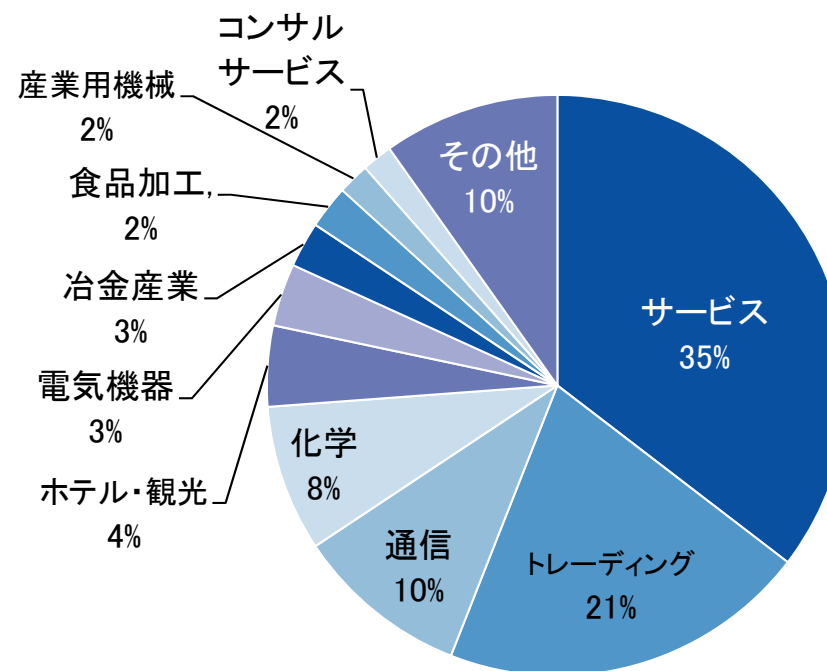
- ◆ 対内直接投資は増加傾向で、とりわけ2014年のモディ政権成立以降に一段と増加
- ◆ 投資国別では、二国間租税条約により、インド投資に対し一定条件下でキャピタルゲイン課税が免除になるモーリシャス、シンガポール経由が多い
- ◆ ただし、2016年5月にモーリシャスとの租税条約が改正され、2017年4月以降は段階的にキャピタルゲイン課税が適用されたため、2018年にモーリシャスからの投資は縮小。インド・シンガポール租税条約もインド・モーリシャス租税条約を前提とするため同様の扱いになる

世界からの直接投資フロー（国別推移）



(出所) インド産業政策振興局より みずほ総合研究所作成

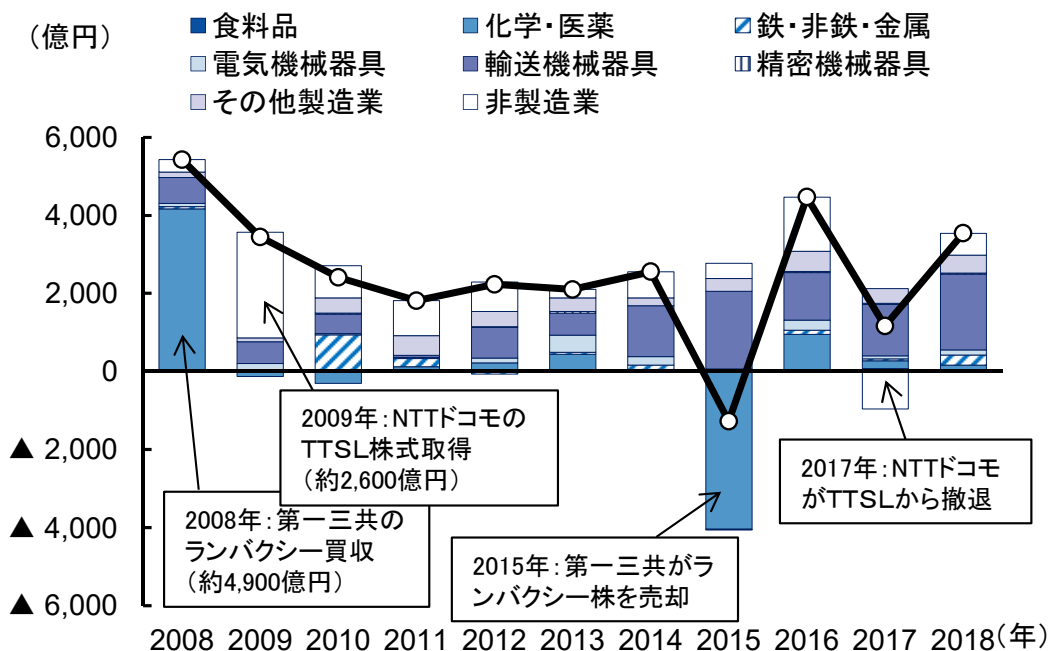
業種別フローの内訳（2018年）



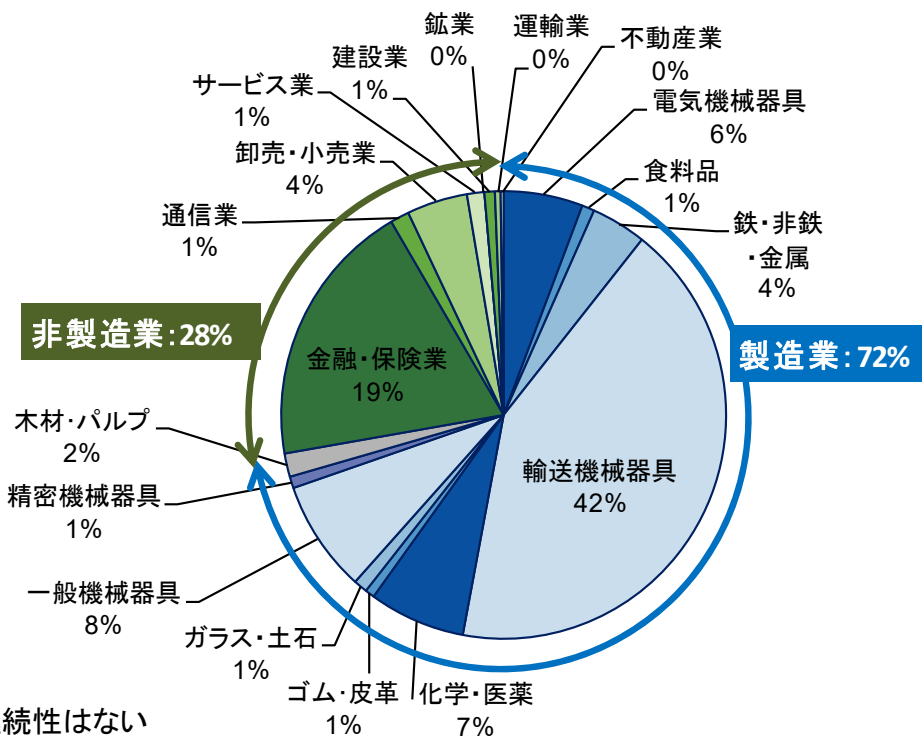
【 I -10】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ 日本からインドへの直接投資については、大型案件によって上振れ、ないし下振れすることがある
- ◆ 2015年は、第一三共の撤退が響き、日本からの直接投資は引き揚げが超過
- ◆ 2016年は再び拡大、スズキによるグジャラート工場への投資が最大
- ◆ 2017年は鈍化、NTTドコモの撤退が影響

日本からインドへの直接投資フローの推移



日本からインドへの対外投資残高(業種別内訳、2018年)



(注) 国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない
 (出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

【I-11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 将来的に世界1位の人口大国となる見通しであるため、巨大市場が誕生する期待
- ◆ 一方、インフラ不足や複雑な税制などが問題視されており、ビジネス環境の改善が課題
- ◆ 近接する中東や、インド洋対岸のアフリカに広がる市場向けに、インドが供給拠点となりうるポテンシャル

投資における魅力		投資における留意点(課題)	
巨大な人口	将来的に世界1位の人口大国へ	インフラ未整備	巨大な人口と国土をカバーするインフラ不足が深刻
豊富な労働力	生産年齢は当面増加	税務問題	複雑な税制の改革は間接税分野で漸く緒に就いたところ(財サービス税導入)
所得増加	労働力の拡大により、マクロ的に所得は増加	労働コスト	ワーカー賃金は人口が多い割に安価でない
中東・アフリカへのゲートウェイ	地理的關係から、中東・アフリカ市場への供給拠点となりうるポテンシャル	不安定な為替	経常赤字の拡大を背景として通貨ルピーに下落圧力

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ-1】労働関連情報～労働コスト

◆ ワーカー賃金は200ドルを超え、賃金上昇率も年間10%超

➢ 離職率も高く、優秀なスタッフの確保は進出企業の課題の一つ。労働組合の力が強く、労働争議の問題もある

(単位:米ドル)

国	インド					中国	ベトナム	タイ		
	(ニューデリー)	(ムンバイ)	(バンガロール)	(チェンナイ)	(アーマダバード)	(上海)	(ハノイ)	(バンコク)		
賃金	ワーカー	265	306	283	211	210	662	217	413	
	エンジニア	610	704	602	470	411	1,003	436	728	
	中間管理職	1,531	1,355	1,389	1,116	896	1,742	957	1,559	
不動産	工業団地土地購入価格	m ² あたり	65~104	69~30	25~36	30~44	42~54	175	—	215
	事務所賃料	m ² あたり	21	31~58	18	12	6.48~7.48	28~32	24~42.4	19~27
	駐在員用住宅賃料	月額	1,439	1,583~4,030	1,007~1,439	1,295~2,159	1,151~2,015	2,014	1,300~4,000	1,064~3,754
公共料金	電気(産業用)	月額基本料(/kVA)	2.45~3.60	4.03~5.04	1.00~3.02	5.04	1.01~4.32	—	—	9.76
		kWhあたり	0.10	0.09~0.10	0.100~0.126	0.09~0.12	0.07	0.11~0.12	0.04~0.19	0.08~0.16
	水道(産業用)	月額基本料(m ³)	0~19	—	7.20	10~19	—	—	—	2.82
		立方メートルあたり	0.22~2.53	0.31	0.72~1.25	0.95~1.58	0.66~0.42	0.72~0.73	0.53~1.01	0.30~0.49
	ガス(産業用)		0.92/kg	0.88/kg	0.95/kg	1.21/kg	1.06/kg	0.47~0.56/m ³	1.12/kg	0.66/kg
税制	法人所得税	30%					25%	20%	20%	
	付加価値税	5~28%					0~16%	10%	7%	
	日本への利子送金課税	10%					10%	5%	15%	
	日本への配当送金課税	10%					10%	0%	10%	
	日本へのロイヤルティ送金課税	10%					10%	10%	15%	

【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区

◆ 優良な工業団地の不足

- ✓ 土地収用や環境規制等が厳しく、そもそも工業団地が絶対的に不足。空きがないことが多い
- ✓ 工業団地整備の遅れによる供給不足(土地取得や認可取得の遅延)
- ✓ 上下水道や電気・道路等が準備されておらず、土地だけの工業団地が一般的

- ◆ 北部(ラジャスタン州)と西部(グジャラート州)では州政府が開発してJETROが“日本企業専用”としてプロモーション
- ◆ 南部では主に日系向けとして「ワンハブ・チェンナイ総合工業団地」をアセダス・日揮・みずほ銀行が開発中

日系企業が多く入居しているインドの工業団地

番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
工業団地名	IMTマネサール工業団地	バワル工業団地	ニムラナ工業団地(7エース3) ※日本企業専用	ギロット工業団地 ※日本企業専用	グレーターノイダ工業団地	マンダル工業団地(7エース1) ※日本企業専用	チャカン工業団地	ビダディ工業団地	マヒンドラワールドシティ工業団地	ワンハブ・チェンナイ	スリシティ工業団地
所在地	ハリヤナ州	ハリヤナ州	ラジャスタン州	ラジャスタン州	ウッタル・プラデーシュ州	グジャラート州	マハラシュトラ州	カルナタカ州	タミルナドゥ州	タミルナドゥ州	アンドラプラデーシュ州
状況	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中
面積	3,640 Acres	3,366 Acres	1,161 Acres	530 Acres	3,000 Acres	300 Acres (7エース1) 100 Acres (7エース2)	8,500 Acres	1,192 Acres	1,550 Acres	1,450 Acres	10,000 Acres
土地代	Rs.23,237/㎡	Rs.7,679/㎡	Rs.4,500/㎡	Rs.3,600/㎡	—	Rs.2,900/㎡ (7エース1) Rs.2,900/㎡ (7エース2)	Rs.4,770/㎡	—	Rs.35M/Acre	個別開示	Rs.8.5M/Acre
入居率	99%	約90%	約90%	空きあり	約90%	空きあり	空きなし	空きなし	ほぼ空き無し	空きあり	空きあり *2,000Acres程度
展望											
日系入居数	35社	18社	47社 (うち3社建設中)	-	32社	9社	13社	8社	5社	6社	16社

(出所)JETRO調査(2019)、JETRO発行資料等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-3】税務関連情報①

インドにおける主な税金 (2019年12月現在。税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要となる点ご注意ください)

直接税	法人所得税	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内国法人(2017年度の総収入金額や総受領高が40億ルピー超) <ol style="list-style-type: none"> a. 課税対象所得1,000万ルピー以下: 31.20% b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下: 33.38% c. 課税対象所得1億ルピー超: 34.94% 2. 内国法人(同40億ルピー以下) <ol style="list-style-type: none"> a. 課税対象所得1,000万ルピー以下: 26.00% b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下: 27.82% c. 課税対象所得1億ルピー超: 29.12% 3. 外国法人 <ol style="list-style-type: none"> a. 課税対象所得1,000万ルピー以下: 41.60% b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下: 42.43% c. 課税対象所得1億ルピー超: 43.68% <p>◆ 2017年度における総収入金額や総受領高が40億ルピー以下の国内法人には、法人税率25%(課徴金および健康教育目的税を含まない)を適用</p> <p>◆ 次のすべての条件を満たす場合には、内国法人の課税対象所得(特定の税率が適用される特定の所得を除く)に25%(課徴金および健康教育目的税を含まない)の軽減税率を自由選択で適用可能</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 当該国内法人は2016年3月1日以降に設立もしくは登録 b. 物品の製造・生産業務および当該物品にかかわる研究・物流のみに従事 c. 免税、追加償却(一般償却を除く)または前年度の事業損失を利用していない d. 軽減税率を適用するかどうかは選択可能で、確定申告期限内に所定の方法により選択 <p>◆ その他の国内法人には、基本税率30%、または2017年度の総収入金または総受領高に基づき25%が適用</p> <p>※2019年10月、インド内国企業に対し、税務上の控除や各種インセンティブなどを利用しないことを条件に、総収入金額に基づき25%または30%となっている法人税率を2019年度(2019年4月～2020年3月)以降は22%まで引き下げると発表</p> <p>※2019年10月1日以降に新規設立される製造企業に対し、2023年3月31日までに税増を開始すること等を条件に、法人税率を2019年度から15%とするオプションを提示</p>
	最低代替税	<p>会計上の利益の18.5%が法人税額を上回る場合、最低代替税を支払う必要がある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内国法人 <ol style="list-style-type: none"> a. 課税対象所得1,000万ルピー以下: 19.24% b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下: 20.59% c. 課税対象所得1億ルピー超: 21.55% 2. 外国法人 <ol style="list-style-type: none"> a. 課税対象所得1,000万ルピー以下: 19.24% b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下: 19.62% c. 課税対象所得1億ルピー超: 20.20%

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-3】税務関連情報②

インドにおける主な税金 (2019年12月現在。税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要となる点ご注意ください)

直接税	配当分配税	配当を行う会社に、配当決定額に対して以下の税率で課せられる 実効税率: 20.56%																					
	個人所得税	居住者、非通常居住者、非居住者に分かれる。超過累進課税方式 税率: 0~30% さらに、高額所得者に対しては、10~37%の追加課徴金が所得税全額に課される																					
	源泉徴収税	<p>源泉徴収税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支払いの種類</th> <th style="width: 15%;">居住者への適用税率</th> <th style="width: 15%;">非居住者への適用税率</th> <th style="width: 40%;">非居住者の場合の課徴金・健康教育目的税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 社債利子を含む利子支払い (注1)</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">20% (グロスベース) (注2,3,4)</td> <td> 課徴金 課税所得1,000万ルピー以下: 適用なし 同1,000万ルピー超~1億ルピー以下: 2% 同1億ルピー超: 5% 健康教育目的税 税額・課徴金に対して4% </td> </tr> <tr> <td>2. ロイヤルティー (注1)</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">10% (グロスベース)</td> <td>1.と同じ</td> </tr> <tr> <td>3. 技術サービス料 (注1)</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">10% (グロスベース)</td> <td>1.と同じ</td> </tr> <tr> <td>4. 恒久的施設帰属所得</td> <td style="text-align: center;">適用なし</td> <td style="text-align: center;">40% (ネットベース)</td> <td>1.と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 項目1、2、3の源泉徴収税率は、当該所得が恒久的施設帰属所得でないことを前提とする。恒久的施設帰属所得の場合には項目4の税率を適用 注2: 20%の税率による源泉徴収税は、外貨建て借入れの際に適用 注3: インドルピー建て借入れで、項目4の要件を満たさない場合、40%の税率を適用 注4: 2020年6月30日までに行われるインド国外を源泉とする外貨建て借入れ等に対する利子については、5%の軽減税率を適用</p>			支払いの種類	居住者への適用税率	非居住者への適用税率	非居住者の場合の課徴金・健康教育目的税	1. 社債利子を含む利子支払い (注1)	10%	20% (グロスベース) (注2,3,4)	課徴金 課税所得1,000万ルピー以下: 適用なし 同1,000万ルピー超~1億ルピー以下: 2% 同1億ルピー超: 5% 健康教育目的税 税額・課徴金に対して4%	2. ロイヤルティー (注1)	10%	10% (グロスベース)	1.と同じ	3. 技術サービス料 (注1)	10%	10% (グロスベース)	1.と同じ	4. 恒久的施設帰属所得	適用なし	40% (ネットベース)
支払いの種類	居住者への適用税率	非居住者への適用税率	非居住者の場合の課徴金・健康教育目的税																				
1. 社債利子を含む利子支払い (注1)	10%	20% (グロスベース) (注2,3,4)	課徴金 課税所得1,000万ルピー以下: 適用なし 同1,000万ルピー超~1億ルピー以下: 2% 同1億ルピー超: 5% 健康教育目的税 税額・課徴金に対して4%																				
2. ロイヤルティー (注1)	10%	10% (グロスベース)	1.と同じ																				
3. 技術サービス料 (注1)	10%	10% (グロスベース)	1.と同じ																				
4. 恒久的施設帰属所得	適用なし	40% (ネットベース)	1.と同じ																				

(出所) 各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-3】税務関連情報③

インドにおける主な税金 (2019年12月現在。税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要となる点ご注意ください)

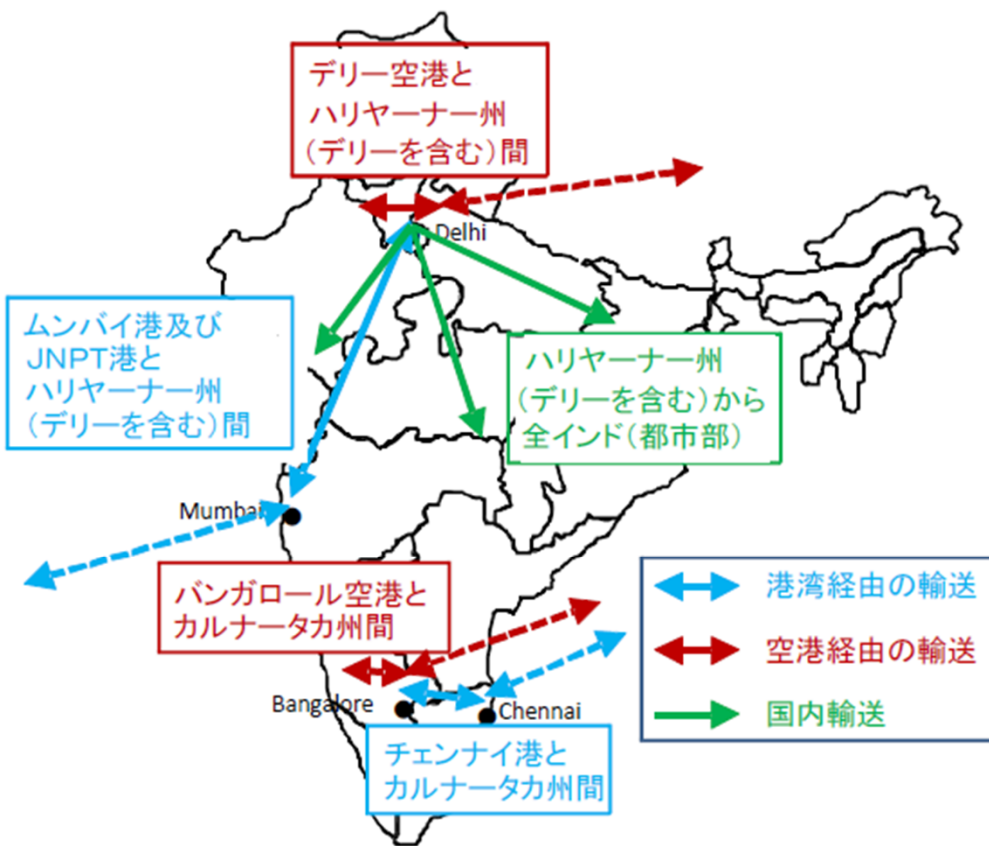
間 接 税	物品・サービス税 (GST)	<p>インドのGSTは2階層の構造となっており、取引の内容や性質に応じて、税金の種類が異なる。GSTにかかわる立法および手続きを制定するGSTカウンセラーは、GSTの税率を5～28%の4段階に分けた構造を規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 州内の資産の譲渡およびサービス提供の場合：州物品・サービス税(State Goods and Service Tax:SGST) + 中央物品・サービス税(Central Goods and Services Tax:CGST) 2. 州間取引の場合：統合物品・サービス税(Integrated Goods and Service Tax:IGST) 3. インド国外から物品・サービスの調達を行う場合(インドへの輸入)：統合物品・サービス税(IGST)
	関税 (Custom Duty)	<p>基本関税、社会福祉課徴金、統合物品・サービス税(IGST)およびGST補償税(GST Compensation Cess)から構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本関税(Basic Custom Duty:BCD)：基本関税の税率は、輸入物品に応じて原則0～10% 2. 社会福祉課徴金(Social Welfare Surcharge)：社会福祉課徴金は、基本関税に10%(特定の物品に対しては3%)課せられる 3. 統合物品・サービス税(Integrated Goods and Services Tax:IGST)：基本関税と社会福祉課徴金に加え課せられる。現在、IGSTの税率は輸入品目によって0～28%(最高税率40%) 4. 物品・サービス(GST)補償税(GST Compensation Cess)：物品・サービス(GST)補償税はタバコ、炭酸水、高級車等特別な嗜好品などに対して課せられる
そ の 他	移転価格税制	国外関連企業との取引は、税務署の行う税務調査により、実際の取引価格と第三者価格に差異がないか調査される

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-4】物流関連情報

- ◆ インド全体で道路のキャパシティ不足は深刻化
- ◆ 貨物鉄道や港湾でも遅延や設備の老朽化が激しい

本邦企業(荷主)の主な輸送ルート



対インド政府建議書(日本商工会)

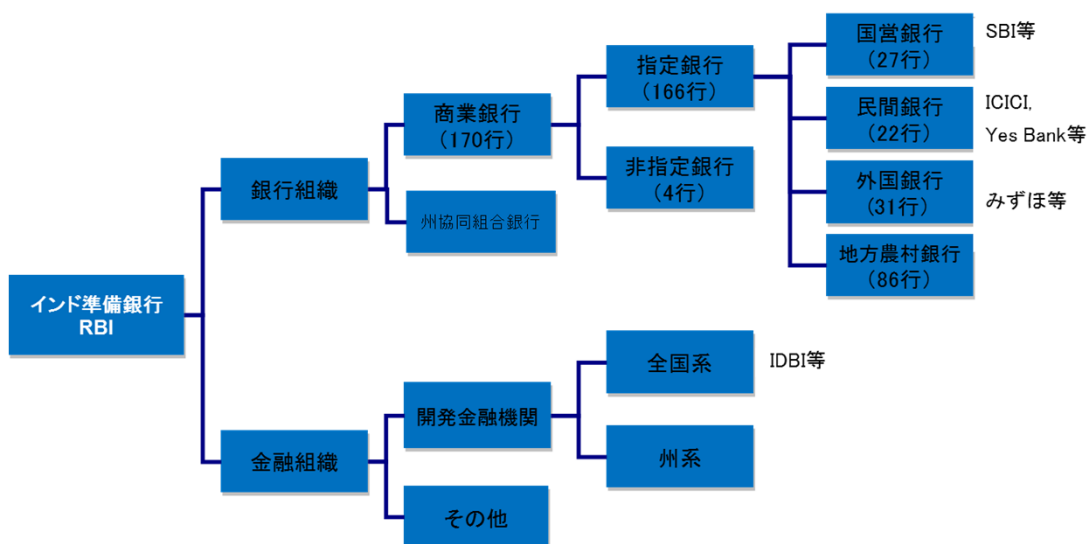
- チェンナイ・バンガロール産業回廊構想実現に向けた関連道路の整備
- チェンナイ周辺の道路・橋梁早期完成
- バンガロール周辺の道路早期完成
- チェンナイ港の専門家によるオペレーション評価の実施
- エンノール港の車両駐車ヤード拡張、超重量物取扱設備の据付
- NH8の整備促進(グルガオン-マネサール-パワル-ニムラナ間)
- ハリアーナ・UP州間バイパスの早期完成
- ハルディア港の喫水低下への短中期的対応
- NH6の早期完成(バハルゴラ-サムバルプール間)
- 安定的な電力供給の実現
- 国際基準に則した公営工業団地の造成
- 民間工業団地早期整備への協力

出所)国土交通政策研究所、インド日本商工会HPよりみずほ銀行証券部作成

【Ⅱ-5】金融関連情報

- ◆ インドは中央銀行の管轄下に商業銀行があり、他に開発金融機関などが金融市場で活動
- ◆ 主要な金融機関を分類した結果は以下のとおり

現地金融関の分類



注) 指定銀行とは払込資本金および準備金の合計が50万ルピー以上で且つその経営が健全とみなされる銀行

関連規制・監督官庁等

監督官庁: インド準備銀行 (Reserve Bank of India : RBI)

主な規制① 大口融資規制

- ✓ 貸出先1社あたりに対する融資可能上限額はTier1資本の20% (ノンバンクは15%)に制限される(1グループに対しては25%)。
- ✓ 外国銀行の支店についても、本規制を満たす擬制資本金を有する必要がある。

主な規制② 優先部門への信用割当 (特定業種向け貸出規制)

- ✓ 中銀は、商業銀行向けガイドラインにより、各行の総貸付額の40% (外国銀行は32%)を、農業、小規模企業、マイクロクレジット、教育、住宅、輸出(ただし、外国銀行についてのみ)からなる優先部門に割り当てることを、義務付けている。特に農業部門への貸出は、外国銀行を除き、18%以上とするよう求めている。
- ✓ 政策金融機関である全国農業農村開発銀行 (NABARD) やインド小規模開発銀行 (SIDBI) などが発行する債券の購入も、優先部門向け信用供与として認められる。
- ✓ 年度末 (3月末) 時点でガイドラインを遵守していない銀行は、中銀の指示する金額を農村インフラ開発基金 (RIDF) へ供託することが求められる。
- ✓ 優先部門への貸出は、一般に貸倒リスクが高い上、リスクに見合った収益が得にくい傾向がある。

【Ⅱ－6】撤退

- ◆ 100人以上の労働者を擁する事業所の閉鎖は実質不可
- ◆ 赤字工業企業法で規定された破産手続による撤退は実質不可
- ◆ 合併の場合はパートナーへの売却、第三者への売却が現実的な選択

関連法および制度	概要	留意点
会社法 Companies Act, 2014	清算方法は以下2つを規定 ①裁判所命令による清算 ②自主清算	ただし、下段の産業紛争法(IDA)の規定が適用されることに留意
産業紛争法 Industrial Disputes Act, 1947, (IDA)	100人以上の労働者を擁する事業所の閉鎖に関し、州政府の事前承認が必要なことを規定	実務上州政府の事前承認は得られず、事実上閉鎖は不可能 ⇒自主退職制度(退職金を提示して自主退職を促すケース有)
疾病会社(特別規定)法 Sick Industrial Companies(Special Provision) Act, 1985	「Sick Industrial Company(疾病産業会社)」に対して工業・財務再建委員(BIFR)に付託し、それに基づきBIFRが会社の再建・閉鎖を確定	審査に非常に長い時間がかかる上、閉鎖の結論に至ることは困難 ⇒実質破産手続を経た撤退は不可

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

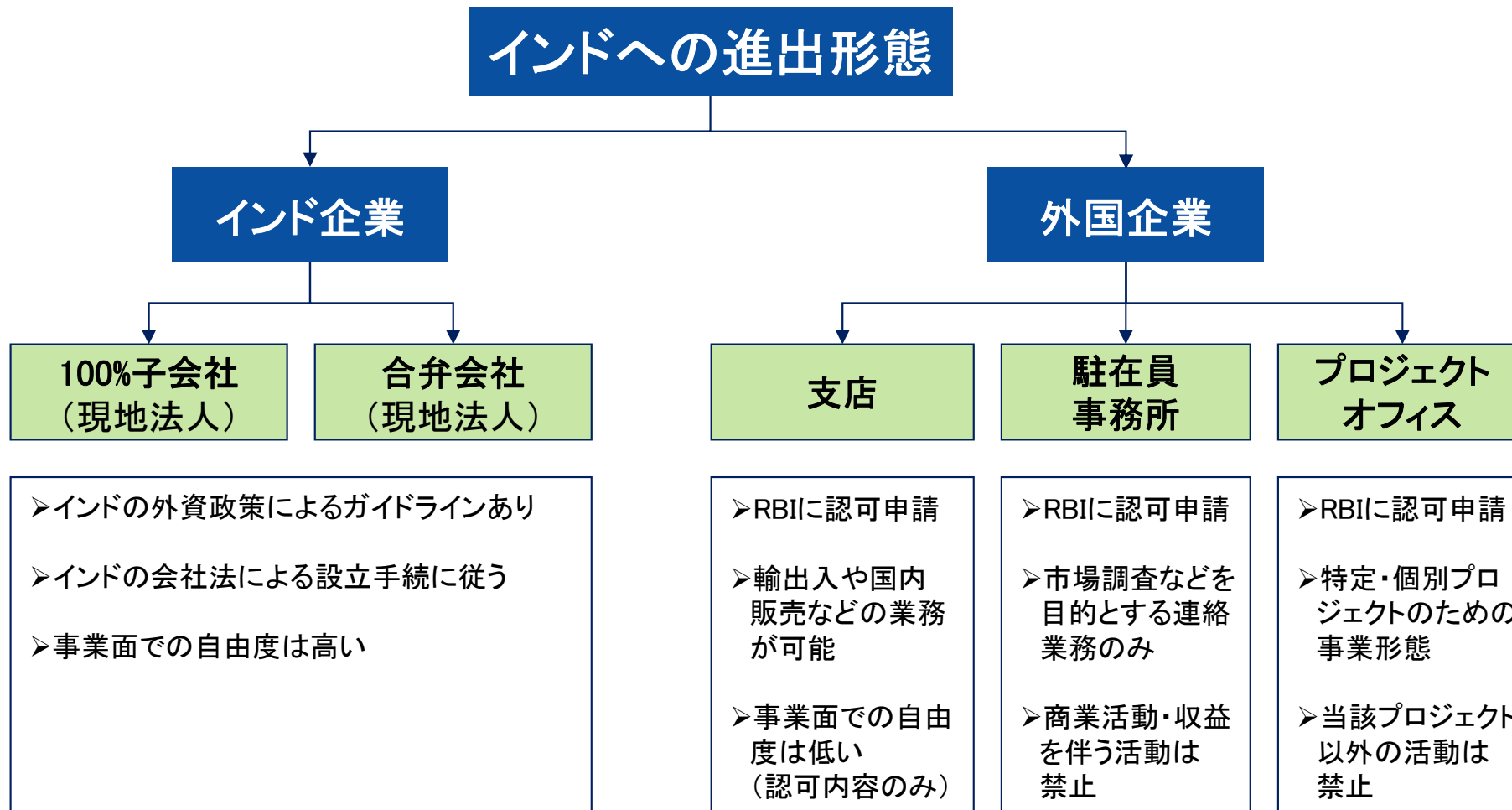
III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

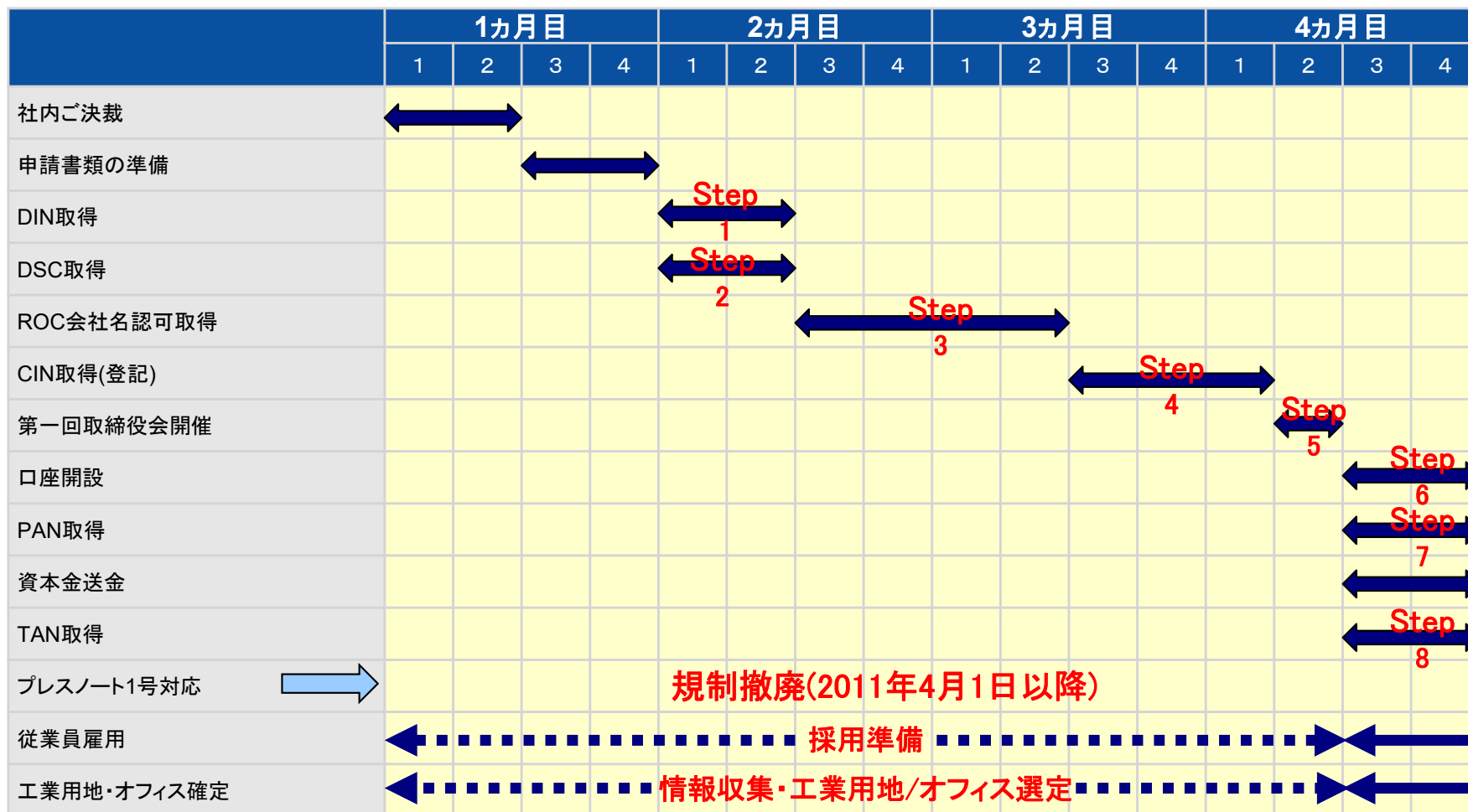
【Ⅲ-1】進出形態

- ◆ インドに拠点を設立する際は①現地法人②支店③駐在員事務所④プロジェクトオフィスとしての形態が可能
- ◆ それぞれ可能な業務範囲や課税範囲、設立時の手続き、監督官庁等が異なる



【Ⅲ-2】拠点設立フロー

- ◆ 設立まで半年以上の期間が必要となり、当局対応次第では時間を要する場合がある
- ◆ 資本金は資本金専用口座に入金後、取締役会・関係省庁に連絡後、経常口座へ(対応異なる場合あり)
- ◆ 資本金送金後にも現地の納税番号登録等で、事業開始までには更に2ヵ月ほど必要



※インド当局対応により、上記スケジュールより遅延する可能性がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅳ-1】外資規制①

- ◆ **ネガティブリスト業種以外は、原則外資100%出資可能**
 - ネガティブリストに記載されている業種以外の投資は、インド準備銀行(RBI)に届出を行うことで自動的に直接投資が認可される。外資出資比率は100%まで可能
- ◆ **ネガティブリストには、禁止業種とともに、ガイドライン遵守のためにライセンスが必要な規制業種を規定**
 - ネガティブリストには、直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率制限がある業種、外国投資促進委員会(FIPB)の個別認可が必要な業種などが規定されている

ネガティブリスト

禁止業種	規制業種・案件	
国営企業に留保されている特定業種	ライセンス取得必須業種・案件	出資制限のある業種
【国営企業により留保されている特定業種】 原子力、鉄道が該当	【強制ライセンス指定の特定業種】 タバコ、産業用起爆物、航空用電子機器、危険性のある化学製品、一部医薬品等の業種	国内企業保護の観点から、期間産業部門への投資は、産業ごとに出資比率の制限やガイドラインあり
【外国投資が禁止されている業種】 賭博、宝くじ等が該当	【特定企業規模への出資】 小規模工業への24%を超える出資の場合	銀行業、航空業、通信サービス業、放送業等が該当
	【特定地域に対する投資】 人口100万人超の都市中心部から25km以内で、工場建設の場合	

【Ⅳ－１】外資規制②

ネガティブリスト(禁止業種/外国投資が禁止されている産業)

- ✓ 宝くじ事業
- ✓ 賭博および賭け事
- ✓ チットファンド業(※1)
- ✓ ニディカンパニー(※2)
- ✓ 譲渡可能な開発権のトレーディング
- ✓ 不動産事業または農場建設
- ✓ タバコまたはその代替品から生成された葉巻、チェルート、たばこ、およびシガリロの製造
- ✓ 原子力および鉄道事業(認められている業務以外)

(※1):一定数の個人が契約により出資し、集まった資金を抽選等により賞金として分配するファンド

(※2):インド会社法上の互助金融会社

ネガティブリスト(規制業種・案件/個別に出資比率上限等のガイドラインがある業種)

1. 銀行業
 2. その他の金融サービス
 3. White Labelled ATM
 4. 信用情報会社
 5. 保険業
 6. 民間航空業
 7. 空港
 8. 通信サービス業
 9. 石油(精製以外)
 10. 石油精製および天然ガス
 11. 住宅・不動産業
 12. 石炭・褐炭
 13. 商業
 14. 電子商取引分野
 13. 防衛機器産業
 14. 農業、畜産業、プランテーションセクター
 15. 印刷出版業
 16. 放送業
 17. 薬品・医薬品*
 18. 鉱業
 19. 小売業(単一ブランド小売業、総合小売業)
 20. 免税品店
 21. 電力取引所
 22. 年金業
 23. 製造業
- (*製薬業は未開発プロジェクト(Greenfield Project)において自動認可ルートで100%まで出資可。「brown-field」に対する74%超の出資は政府の事前認可制)

【Ⅳ-1】外資規制③

外資規制の緩和

- ◆ インド政府は2019年8月、単一ブランド小売業の調達要件の緩和を発表。出資比率51%超の場合は、製品調達額の30%をインド国内から調達しなければならないが、当初5年間はインド国内向けビジネスのみならず、輸出向けの調達も調達額に含まれる
- ◆ また、従来eコマースにおける販売は、実店舗がないと認められていなかったが、輸出向け調達を調達額に含む期限が撤廃され、eコマースでの販売開始から2年以内に実店舗を開店することを条件に、eコマースでの販売も認められた

【(ご参考)小売業への外資参入規制の緩和の経緯】

1991年 Cash & Carry(ホールセール)分野への外資100%出資が可能に

1997年 自由化開始
優先分野において外資に上限51%の出資を認める

2006年 政府はマルチブランドの小売に対する外資参入許可について見当開始

2010年 政府事前承認があれば、単一ブランドの小売は外資51%の出資が可能に

2011年 ①マルチブランド小売への51%外資参入および②単一ブランド小売への100%外資参入の承認が一度は閣議決定されるも、各方面からの反対にあい、「合意が形成されるまで」延期

2012年 [1月] インド政府は単一ブランドの小売への100%外資参入を条件付で承認
[9月] 延期されていたマルチブランドの小売についての上限51%の外資参入を条件付で承認(都市圏10km圏内、最低投資額1億ドルのうち半分を投資実行3年内バックエンド投資、国内調達30%)等

2014年 BNP政権誕生

2016年 [6月] 単一ブランド小売への51%超出資時の、国内調達30%要件を設立後3年間緩和(最先端技術は最大8年)。食品の取り扱いが可能に

2019年 [8月] 51%超出資の単一ブランド小売業にかかる調達要件を緩和。輸出向け調達を調達額に含む期限が撤廃され、条件付でeコマースでの販売も認めた

【小売市場開放に向けた最近の動き】

1. 2010年7月、インド政府は小売市場解放の是非を問う「ディスカッション・ペーパー」を発表。その後、商業省、農業食糧省、中小企業省、消費者問題・配給省などからなる省庁間委員会を設立
2. 2011年8月、マルチブランドの小売業に対する外資参入につき、一定の条件を前提に次官級会議にて合意
3. 2011年11月、条件付きでの①マルチブランドの小売業に対する51%までの外資参入、および②単一ブランドの小売に対する100%までの外資参入につき、閣議決定。しかし、12月、①のマルチブランドの外資への51%までの開放については一部の州政府の参入拒否表明、中小小売業者保護の見地からの外資参入反対論を受け、「合意が形成されるまで」延期すると国会で発表。②の単一ブランドへの100%外資参入については、2012年1月、商品の30%以上を中小規模業者から調達するという条件で承認
4. 2012年9月、マルチブランドの小売業を外資に一定条件下で解放することを政府が発表。ただし、現時点、参入に合意しているのはアンドラ・プラデッシュ州、デリー、ハリヤナ州、マハラシュトラ州、ラジャタン州等の10地域のみ。また単一部ブランドの現地調達条件は設立当初5年間は平均で30%達成などに緩和発表
5. 2016年6月、外資比率51%超の単一ブランド小売業で、国内調達30%要件を設立後3年間緩和(最先端技術は最大8年)
6. 2019年8月、外資比率51%超の単一ブランド小売業の調達要件につき、輸出向け調達を調達額に含む期限が撤廃され、条件付でeコマースでの販売も認めた
7. 2019年10月、ユニクロが首都ニューデリーに第1号店を出店

【Ⅳ-2】会社法①

形態(公開会社/非公開会社)の選択

- ◆ インド会社法上、会社の形態は有限責任会社(Limited Company)、保証付有限会社(Company Limited by Guarantee)および無限責任会社(Unlimited Company)が存在
- ◆ この中で日本企業が現地法人を開設する際に最も一般的なのは有限責任会社
- ◆ 有限責任会社は公開会社と非公開会社に分類されるが、日系企業で一般的な形態は非公開会社

株主責任の程度に基づく分類

有限責任会社

出資者(株主)がその出資の限度で責任を負う会社。日本法上の株式会社に相当。有限責任会社は非公開会社であっても10万ルピー以上の資本金を有することが必要

保証付有限会社

原則として会社は有限責任であり、株主は出資の限度で責任を負うが、会社が清算、解散するに至った場合、株主があらかじめ定められた金額を上限として会社の債務に対して責任を負う会社

無限責任会社

その社員(出資主)が、会社の債務につき、会社債権者に対して会社とともに無限連帯責任を負う会社。日本法における合名会社

有限責任会社の分類

公開会社

一定の資本金を有し、株式譲渡が自由な会社

非公開会社

株式譲渡が定款上制限されている会社。定款に以下の4つの規定を盛り込む必要あり。①株式譲渡の制限、②株主数の上限を50人以下に制限、③株式および社債の公募発行の禁止、④個人からの借入禁止。公開会社に適用される手続き/コンプライアンス規定の一部が免除

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ-2】会社法②

最低株主数・発行株式の種類

- ◆ インド会社法上、非公開会社の最低株主数は2人以上、公開会社の最低株主数は7人以上と規定
- ◆ 株主の権利はインド会社法上も自益権と共益権に分類可能
- ◆ また権利を制限した種類株式の発行も可能(85条、86条)

インド会社法上の株主の権利

自益権

会社から利益配当や残余財産の分配その他の利益を受ける権利

⇒日本の会社法と大きく異なる点はない

共益権

会社の運営に係る権利。株主総会決議や少数株主権の行使という形で実現される

⇒行使用件や行使対象の点で日本の会社法と大きく異なる点が存在

発行可能な株式の種類

資本株式

日本の普通株式に加えて、異なる議決権や配当を持つクラス株式の発行が可能

優先株式

①から④までの事項について議決権を認めることが当該株式が優先株式と認定するための要件。これらについて議決権を認めない優先株式の発行は不可

- ①利益配当
- ②減資
- ③会社の解散
- ④残余財産分配

株式の種類については上記の2種類のみの規定が会社法に存在。ただし非公開会社は定款に定めることにより上記2種類以外の株式の発行も可能

【Ⅳ-2】会社法③

株主総会

- ◆ 171条から186条まで株主総会の運営を規定しているが、非公開会社については任意規定
- ◆ 株主総会の種類は法定株主総会 (Statutory Meeting)、定時株主総会 (Annual General Meeting) および臨時株主総会 (Extraordinary General Meeting) の3種類
- ◆ 取締役が株主総会を招集
- ◆ 議長は定款で定められた方法で選任 (通常は取締役会の議長だが例外を規定することも可能)
- ◆ 議決は基本的に挙手で行う為、持株数ではなく出席者数が重要

株主総会種類	法定株主総会(165条)	法定株主総会は、会社成立後6ヵ月以内に開催されなければならない、法定報告と呼ばれる報告において、引受け株式数や取締役の情報等を報告。非公開会社は開催の必要なし
	定時株主総会(166条)	原則として年1回かつ前回の定時株主総会から15ヵ月以内に(ただし、最初の定時株主総会は会社設立から18ヵ月以内に)開催され、決算報告や取締役の選任等の決議が行われる
	臨時株主総会(169条)	必要に応じて開催され、開催の目的とされた事項が決議
招集	いずれの株主総会も、取締役会の決議により召集され(165条、169条)。定時株主総会については明文規定はない)、召集通知は原則として開催の21日前までに株主に対して送付される。10%以上の株式を保有する株主は臨時株主総会の招集請求権あり(169条)	
議長	定款に規定がある場合にはそれに従い、規定がない場合は出席株主による多数決による。議長の選任は基本的にはなく挙手人数を基準とした多数決により行われる。なお議長には賛否が拮抗した場合の決定権を持つなど日本の会社法より強い権限が付与	
定足数	公開会社については5人以上の株主、非公開会社については2人以上の株主となる。ただし、定款でこれより多い人数を定めている場合、それに従う(174条)。日本の会社法と異なり、保有する議決権の数ではなく、株主の人数で定足数が定められていることに十分な注意が必要	

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ-2】会社法④

議決権と権利

- ◆ 株主が議決権の75%以上を有する場合、独断で定款変更や会社清算が可能
- ◆ 株主が議決権の50%超を有する場合、取締役の選任・解任が可能 ⇒ 会社運営を独断で実施可能
- ◆ 株主の議決権が10%未満の場合、スクイズ・アウトされる懸念あり

	特別決議事項	普通決議事項	少数株主権
行使要件 通過	4分の3以上の賛成(75%)	過半数の賛成(50%超)	10%以上の株式保有
決議事項、行使可能事項	<ul style="list-style-type: none"> • 基本定款変更、会社事業目的変更および登記上の所在地の州外への変更(17条) • 商号の変更(特別決議に加えて、インド中央政府による承認が必要)(21条) • 附属定款の変更(31条) • 株式資本の減額(100条) • 会社が複数のクラスの種類株式を発行している場合に、当該種類株式に付与される権利の変更(106条) • 会社の登記上の所在地を、現在所在地のある州、町または村の外に移転すること(146条) • 裁判所に対する裁判所清算の申請(433条) • 附属定款上の存続期間や解散事由に基づかない会社の自主清算の決定(484条) <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利益配当の承認(173条) • 監査役の選任(224条)およびその報酬の決定(同条) • 監査役の解任(224) • 取締役の選任(225条、256条等) • マネージング・ディレクター、常勤取締役およびマネージャー(manager)等の管理経営取締役の選任(269条) • 取締役の解任(284条) • 附属定款に会社の存続期間が規定されている場合に当該期間を経過したことをもって、その他附属定款に規定されている解散事由に該当した場合に、自主的に会社清算を行うこと(484条) <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 種類株式の権利変更への異議申立て(107条) • 臨時株主総会の招集請求権(169条) • 株主総会における投票の要求(179条1項(a)) • インド中央政府に対する会社行為の調査請求権(235条) • 会社法委員会へ救済申立て(397条、398条) • インド中央政府への取締役選任請求(408条) <p style="text-align: right;">等</p> <p>(注)会社法上、ある会社の90%以上の株式を保有した株主は、一定の手続きを踏むことにより、残りの少数株主の保有する株式を全て自己に売却させることにより、少数株主をスクイズ・アウトすることができる(395条)</p>

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ-2】会社法⑤

取締役と取締役会

	公開会社	非公開会社
必要数	3人以上。公開会社においては一般的に3人以上12人以下の人数を取締役として選任	非公開会社においては2人以上任意の数(選任予定の数)を取締役の人数として、それぞれ附属定款に定める
取締役の任期	附属定款において「定時株主総会ごとにすべての取締役が退任する」旨を定めた場合、取締役の任期は次の定時株主総会までの1年間。一方、定款にそのような規定を設けていない場合、定員の3分の2以上の数の取締役を、ローテーションにより退任する取締役とする必要がある(256条)	非公開会社の取締役の任期については上記のような制限はなく、附属定款の規定により原則として自由に任期を定めることができる
取締役会の地位 取締役の権限	取締役会(Board of Directors)は「会社の取締役の総称」として定義。そのため、個々の取締役は、取締役会の構成員であると同時に、独自の対外的な会社代表権限および業務執行権限も有している	
取締役会 定足数	取締役会の定足数は、取締役全員の数の3分の1(端数が出る場合、切り上げ)または2人のいずれか多い方と定められている(287条)	
取締役会 招集	いずれの取締役も、いつでも取締役会を招集することができる。取締役会の招集通知は書面で行われる必要があり、招集手続の省略は認められていない(286条)	
取締役会 開催頻度	取締役会は原則として3ヵ月に1回以上かつ1年に4回以上開催しなければならないとされている(285条)。この開催は会合形式で行われなければならない、書面決議をもってこれに代えることはできない(289条)。一定の要件を満たすことで、テレビ会議形式での開催も可能(電話会議は不可)	
取締役会 権限	取締役会(Board of Directors)自体が意思決定機関であるとともに執行機関を兼ねている(291条)	

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ-2】会社法⑥

役職・機関の設置

◆ 会社法では会社規模によって、必要な役職および機関が定められている

マネージング・ディレクター	取締役会による包括的な授権を受ける取締役として、株主総会普通決議により、マネージング・ディレクター (managing director) を選任することが認められている (269条)。マネージング・ディレクターは取締役会から包括的な授権を受けていること、対外的のみならず内部的にも会社代表権限および業務執行権限を有することが明確である点に特徴がある
マネージャー	取締役会から包括的授権を受けた者 (384条)。マネージャー (manager) については取締役に準じて、公開会社におけるマネージャーの兼任上限数 (386条) や、報酬の上限 (387条) が定められている。なお、非公開会社についてはこれらの制限は適用されない (388条)
会社秘書役	会社秘書役 (Company Secretary) とは、文書管理、株主管理、法令遵守等をその主要な任務、権限とするインド会社法上の役職。会社秘書役がいる会社から対外的な文書が発行される場合、会社秘書役の名前で出されるか、会社秘書役の認証を受けているかのいずれかであるのが一般的である。資本金 (授権資本価額ではなく、実際に払い込まれた資本金) が5,000万ルピー以上の上場会社については、社内に常勤の会社秘書役 (whole-time secretary) を持たなければならない旨規定している (383条)。資本金5,000万以上の非上場の公開会社、非公開会社における秘書役の取り扱いについては、新会社法に規定されていなかったが、2014年6月6日付の企業省の通達により、非上場の公開会社、非公開会社であっても、資本金の額が5,000万ルピー以上ならば、常勤の会社秘書役の選任義務が生じることとなった (インドの日系人材派遣会社によると、インドの一般的な会社秘書役の月給は5万ルピーからとなっている)。
監査役	インド会社法上、監査役 (auditor) は、会社の会計監査および監査意見の表明の権限を有する一方、業務監査権限は有していない (227条)。会社法上、監査役は1人で充足
監査委員会	会社のうち、資本金5,000万ルピー以上の公開会社については、監査役のほか、監査委員会 (Audit Committee) と呼ばれる委員会を社内に設置する必要がある (292条)。一方、この設置要件を満たさない公開会社や非公開会社が、インド会社法上の「監査委員会」を設置することは認められていない。監査委員会は、少なくとも3名以上の取締役から構成される必要があり、かつ構成員の3分の2は、マネージング・ディレクターでも常勤取締役でもない取締役でなければならない (292条)。監査委員会は業務監査権限を有している

(出所) 各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ-2】会社法⑦

配当

- ◆ 減価償却が行われた後の利益の範囲で利益配当の宣言および支払いを行うことが可能(205条)
- ◆ 利益配当は取締役会の決議を経て、株主総会に提案後、普通決議により承認(173条)

配当実行の留意点

配当限度額

株式額面総額の10%を超える金額の配当を宣言する場合、会社はその利益のうち一定の割合を準備金(reserves)に充当しなければならない。配当可能利益の額が株式額面総額の10%を超える場合、会社は、利益をすべて利益配当に回すということは不可

中間配当

中間配当(interim dividends)については、取締役会決議のみで決定し、宣言および支払いを行うことができる(205条)。中間配当には、利益配当に適用される限度額の定めその他の規定が適用されるため、限度額等は、通常の利益配当と同様

配当税に関する税務面の留意点

配当税

利益配当を行った会社は配当税が課される。配当税の税率は15%(実効税率20.56%)で配当額に対してこの税率を乗じた金額が配当税として会社から徴収

二重課税

配当税の支払い主体は現地法人、もしくは現地の合弁会社のため親会社側での外国税額控除の申請はできない。実質的にインドと日本で二重課税されることになるため、収益の日本への還流が進まない状況

【IV-3】為替管理制度①

- ◆ 為替管理の関連法として、1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act: FEMA) がある
- ◆ 下記に貿易取引、貿易取引外、資本取引に関する概要を記載

貿易取引

貿易取引	1. 標準的な決済方法	①前払送金、②輸入信用状、③取立手形 (D/P, D/A)、④後払決済がある。輸入のための外貨取得は、ネパール、ブータンからの輸入の場合を除き自由。通常、米ドル、英ポンド、およびユーロが最も頻繁に取引されている。ただし、輸入製品が輸入規制対象品目の場合、外貨取得には輸入ライセンスが必要となる
	2. 輸入信用状 (L/Cの開設)	インド国内の銀行で開設可能。インド準備銀行 (RBI) 通達 Master Circular- Guarantees, Co-Acceptances & Letters of Credit – UCBsに規制概要が記載
	3. 輸出取引	輸出で獲得した外貨は全額、無利子の Exchange Earners Foreign Currency (EEFC) 口座に外貨で保有できる。輸出代金の回収は原則、すべての輸出企業は船積みから9か月以内に回収しなければならない。9か月を過ぎても (15か月未満であれば)、一定の条件を満たす場合、承認取引銀行 (AD Bank) は輸出代金の回収の遅れを認めることができる
	4. 輸入取引	輸入代金の前払いについては、金額の上限はない。ただし、前払額が20万ドルを超える場合、原則として、取消不能のスタンド・バイ信用状、輸出国銀行の保証もしくは承認取引銀行 (AD Bank) の保証を取得することが求められる。ただし、これらの取得が不可能な場合には、輸入者側の承認取引銀行の裁量で500万ドルまでの前払いが認められる

【IV-3】為替管理制度②

貿易外・資本取引

貿易外取引	1.仕向送金	<p>インド準備銀行(RBI)は2015年6月1日付で送金自由化スキーム(Liberalised Remittance Scheme:LRS)による居住者(外為管理法)の事前許可なしでの送金が可能となる上限額を年間25万ドルに引き上げた。LRSの対象となる取引は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外旅行(ネパールおよびブータンを除く) ・ギフトや寄付 ・雇用のための海外渡航 ・海外移住 ・海外の親類への生活支援 ・渡航費用(海外出張、海外での会議・専門的な研修への参加、海外治療・健康診断、海外治療・健康診断のために海外に行く患者への同行、海外での治療に関連する費用、留学、その他)当該LRSは、これら目的以外にも、海外の株式、債券等の購入に適用される。(Para A 6 (iii) of Master Direction on LRS)
	2.被仕向送金	特段規制なし
	3.外国通貨受取	外国通貨の受取は輸出代金の決済において可能である為、貿易外取引・資本取引では原則不可
資本取引	<p>海外直接投資は、2017年統合版FDI政策の制限リストに記載された政府の特別認可を要する規制業種以外へは、自動認可される。制限リスト以外の特定業種への投資を禁止するネガティブ・リストもある</p> <p>インド証券取引所に上場されたインド企業の株式取得については、登録された外国機関投資家(FII)・外国ポートフォリオ投資家(FPI)また特定インド非居住者のみがブローカーを通じて可能</p>	

【IV-4】貿易制度

- ◆ インドにおいては商工省商務局が貿易に関わる全般を管轄
- ◆ 品目においては中央政府、州政府等の各種規制があるため、それぞれに確認する必要がある

貿易に関わるライセンス・管理当局

- ✓ 管轄官庁は商工省商務局・外国貿易部
- ✓ 輸入業者は、輸入業者・輸出業者コード(IEC)の取得を義務付け。ライセンス品目の輸入、輸出促進のための免税スキームの活用には、通関前に必要書類を通関に提出する必要がある
- ✓ 特定国からの輸入禁止・制限措置などを設けていない。ただし、イラクからの武器輸入などについては、国連決議に基づき制限。一部品目については、イラク、イランおよび北朝鮮との貿易に制限あり。さらに、一部品目については、イランおよび北朝鮮との貿易を禁じている
- ✓ 以下の品目については一定の制限有
牛肉(禁止)、食用肉、食品、農産品、繊維製品、アルコール飲料、船舶、中古品、中古車、鯨・鮫および同部分品、茶がら、有害廃棄物、有害化学品、船舶で使われた廃油、オゾン層破壊物質、遺伝子組み換え生物、発電機、特定通信機器、たばこ等は各種関連法令等に従う必要あり

主要な貿易関連規制

- パッケージに関する規制
 - ✓ パッケージ包装された製品を輸入する場合、度量衡法(Legal Metrology Act 2009およびLegal Metrology (Packaged Commodities) Rules 2011)で定められた規定に従う製品についてのみ、国内販売が許可される
- BIS基準規制
 - ✓ 指定品目のインドへの輸入には、インドの品質規格であるBureau of Indian Standard(BIS)規格に従うことが義務付けられている
 - ✓ BISの強制認証が適用される製品は、BISが定めた規格に則って製造する必要がある
 - ✓ 該当製品のインドへの全輸出・製造業者は事前にBISライセンスを取得する必要がある
 - ✓ BISの強制認証の対象製品は、BISのウェブサイトから確認が可能。該当品目は、追加される場合もあるので注意が必要

【IV-5】通貨規制

◆ インドルピー取引はインド国内に限定され、国外持ち出しは原則禁止

現地通貨

通貨名	インドルピー(INR)
公示区分	○
仕向送金可否	○
被仕向送金可否	外貨建 : ○ インドルピー建 : ×
普通預金	×
定期預金	×
為替リスクヘッジ	<ul style="list-style-type: none">• 輸入取引は為替予約・NDF可• 輸出取引は貿易取引のみ為替予約可• その他の取引はNDFのみ

規制上の留意点

原則、ルピー取引はインド国内に限定

【IV-6】資金調達

インド資金調達概要

- ◆ インドにおける資金調達方法として、①増資 ②現地銀行借入 ③クロスボーダー銀行ローン ④クロスボーダー親子ローン ⑤トレードクレジットに分類
- ◆ 海外から資金調達する場合、ECB(External Commercial Borrowing)規制が適用される(無転換型優先株式についてもECB規制が適用)

	増資	現地銀行借入	クロスボーダー 銀行ローン	クロスボーダー 親子ローン	トレードクレジット
出資者 貸出人	日本本社・ グループ会社・ 既存株主等	インド国内銀行	インド国外 金融機関	日本本社・ グループ会社等	銀行 設備輸出業者等
通貨建値	インドルピー	外貨(※) インドルピー	外貨 インドルピー	外貨 インドルピー	外貨
資金使途	規制なし	設備資金 運転資金	設備資金	設備資金 運転資金	輸入決済資金
借入期間		短期または長期 (長期は設備資金限 定)	業種、資金 使途、建値により 平均借入期間が 定められている	業種、資金 使途、建値により 平均借入期間が 定められている	非資本財:1年以内 またはオペレーティング サイクルのうち短い方 資本財:船積から 3年以内

(※)輸出金融のみ

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-7】資金運用(預金)

- ◆ インドでの預金はルピー建て預金と外貨建て預金の2種類
- ◆ 外貨建て口座の場合は、翌々月までにルピー転が必要

ルピー建て預金

当座預金

無利息

定期預金

「預入期間」と「最低預入額」

7～14日の場合、1.5百万ルピー以上

15日以上の場合、最低預入額なし

外貨建て預金

“EEFC A/C” (※)

無利息

輸出、外貨手数料収入等、海外から取得した外貨のみ

預入可能。ただし、入金翌々月末までにはルピー転義務

(※) EEFC: Exchange Earners' Foreign Currencyの略

【IV-8】資金決済

- ◆ インドにおける資金決済の留意点は下記のとおり
- ◆ 規制や必要書類は、たびたび当局による変更が行われるため、都度銀行や専門家の確認が必要

国内送金の留意点

- ✓ 相手先銀行の銀行名、支店名、相手先銀行口座番号、IFSCコード(銀行・支店を特定するコード)が必要

海外送金の留意点

- ✓ 実需取引主義
- ✓ 送金ごとに源泉徴収報告書(Form 15CA)、源泉税に関する証明書(Form 15CB)に会計士が署名したものが必要

貿易取引の留意点

- ✓ 輸入代金の支払は原則として、船積から6ヵ月以内に支払い
- ✓ その他のバイヤーズ・クレジット、サプライヤーズ・クレジットを含む延べ払い決済による輸入決済は(船積みから3年超、または承認取引銀行に認可されていない場合)、トレードクレジット扱いとなり、管轄地域のインド準備銀行と財務省の認可取得が必要であるほか、トレードクレジットに関する政府ガイドラインに従った手続きが必要

配当送金の留意点

- ✓ インド企業は配当の際に15%(実効税率20.56%)の配当税を配当側が支払い、残金を親会社へ配当

資本金送金の留意点

- ✓ 資本金はルピー建が一般的
- ✓ 受け取り側はインド準備銀行(RBI)宛事後報告(資金受領から30日以内にAdvance Reporting Form提出要)
- ✓ 受け取り側は会社登録局(ROC)宛登録(=登記)書類提出

利子送金の留意点

- ✓ 非居住者への利子の支払いは、インド国内法では一般的に20%の源泉徴収に加えサーチャージ(0~5%)および3%の教育目的税が課される。日本への源泉税は租税条約で10%であるが、現在は特別立法で各国一律5%となっている

【IV-9】不動産関連規制

- ◆ インドの不動産取引は、複雑な土地の購入方法、所有権移転の制限、時代遅れの法律といった未成熟な制度に加え、運用面が政府当局・開発業者らの裁量にほぼすべて委ねられていることによる取引標準の欠如が問題視されている
- ◆ 昨今、工場・事務所・住宅等の需要増加に伴い、投資環境整備の一環として不動産法案などの検討が行われており、取引の透明性向上に向けた改革が進められている

インドにおける不動産関連規定

<p>不動産の 所有権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ インドでは土地・建物の私有可能。ただし、登記制度が存在しないため、土地の所有者が不明または売買後に現れトラブルとなるケースあり ✓ また、土地利用と不動産権利に厳しい制限が設けられているため、用途変更規制により、自由に土地を使えないことがある ✓ 工業団地では99年リースが一般的
<p>不動産の 登記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不動産そのものを登記する制度は存在せず、政府は土地の権利証を発行しない ✓ 所有権の有無は、権利証ではなく、過去の売買契約を通じて確定
<p>不動産の 賃借</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 可能 ✓ ただし、外資には不動産事業が認められておらず、グループ企業外へのサブリースはグレーゾーン

外国人および外国資本に対する規制

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不動産業、農場の建設、譲渡可能な開発権の取引に従事する企業に対しての外国直接投資は認められていない。不動産事業とは収益の獲得を目的とした土地・不動産の取引と定義され、土地区画の開発、住宅、商業用設備、道路、橋、教育施設、娯楽施設、市や地域レベルのインフラ、タウンシップの開発は含まれていない
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国企業のインド法人、支店およびプロジェクト・オフィスによる不動産の購入は可能。駐在員事務所については不可。外国人の個人所有は認められていない
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地売却による代金の海外送金の際は、インド準備銀行(RBI)への事前許可が必要となる

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

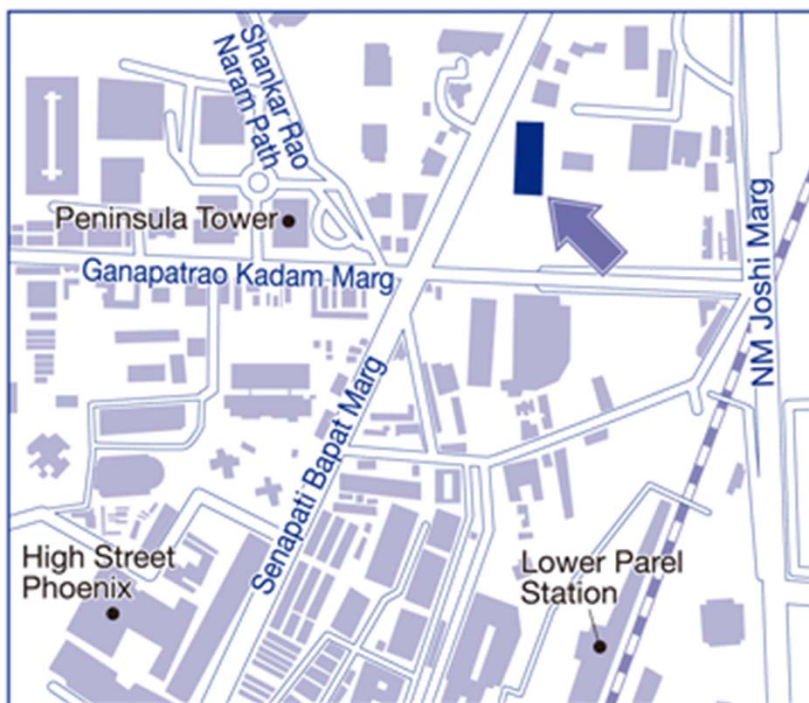
V. その他

【V-1】みずほ銀行 インド拠点のご案内①

◆ ムンバイ拠点

Mizuho Bank, Ltd. Mumbai Office

所在地	Level 17, Tower-A, Peninsula Business Park, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai, 400013, Maharashtra, India
代表電話	91-22-4911-2000
営業日	月曜日～土曜日(第2・第4土曜日を除く)



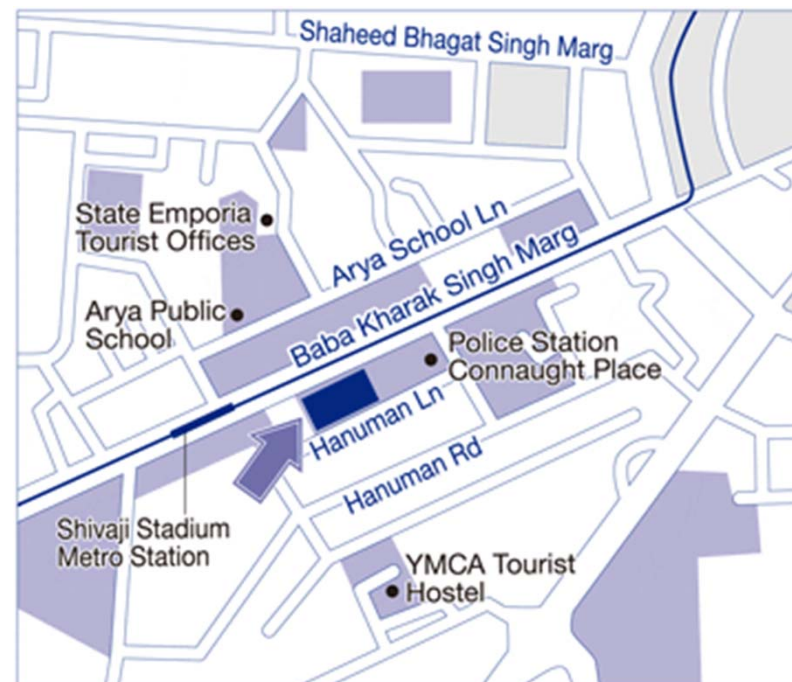
空港からのアクセス

タクシー：約45分

◆ ニューデリー拠点

Mizuho Bank, Ltd. New Delhi Office

所在地	1st Floor, DLF Capitol Point, Baba Kharag Singh Marg, Connaught Place, New Delhi, 110001, India
代表電話	91-11-3041-0900
営業日	月曜日～土曜日(第2・第4土曜日を除く)



空港からのアクセス

タクシー：約40分

【V-1】みずほ銀行 インド拠点のご案内②

◆ バンガロール拠点

Mizuho Bank, Ltd. Bangalore Office

所在地	#462/440/339, 2nd Floor, Near Jain Temple, N.H.7/4-207, B.B. Road, Vijayapura Cross, Devanahalli Town, Bangalore Rural District, 562110, Karnataka, India
代表電話	91-80-4968-2000
営業日	月曜日～土曜日(第2・第4土曜日を除く)



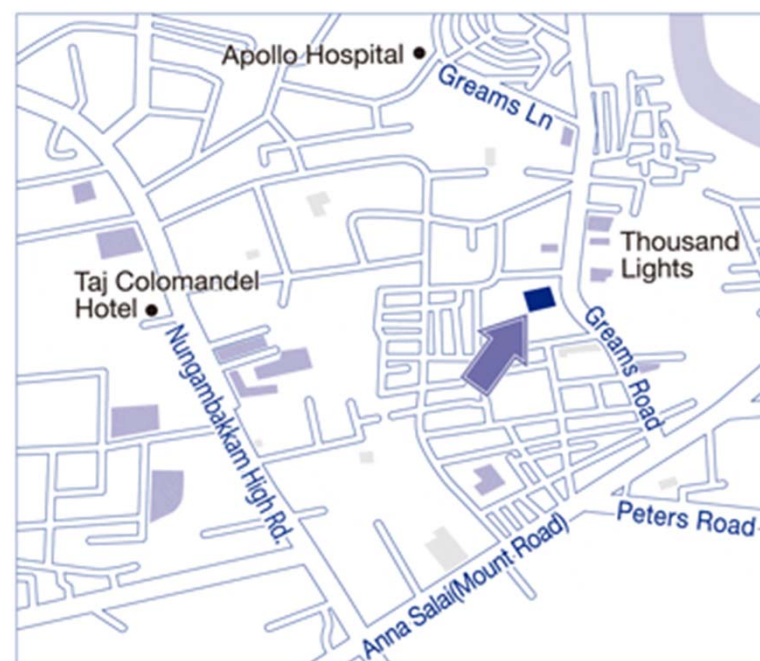
空港からのアクセス

車：約15分

◆ チェンナイ拠点

Mizuho Bank, Ltd. Chennai Office

所在地	Unit No. 11B, 11th Floor, Prestige Palladium Bayan, Nos. 129 to 140, Greams Road, Chennai, 600006, Tamil Nadu, India
代表電話	91-44-4928-6600
営業日	月曜日～土曜日(第2・第4土曜日を除く)



空港からのアクセス

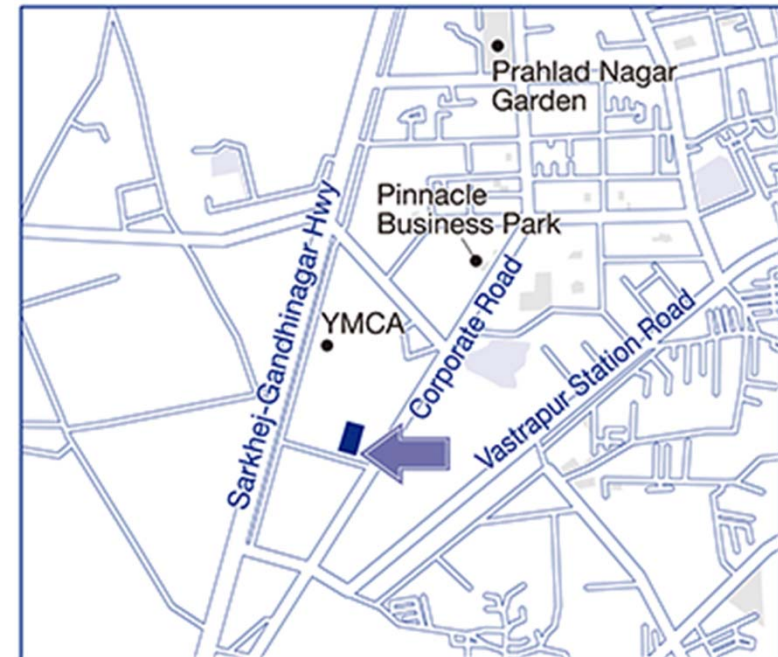
タクシー：約45分

【V-1】みずほ銀行 インド拠点のご案内③

◆ アーメダバード拠点

Mizuho Bank, Ltd. Ahmedabad Office

所在地	Office No.A 402, 4th Floor, Commerce House-5, Nr. Vodafone House, Corporate Road, Prahladnagar, Ahmedabad, 380051, Gujarat, India
代表電話	91-79-4014-4666
営業日	月曜日～土曜日(第2・第4土曜日を除く)



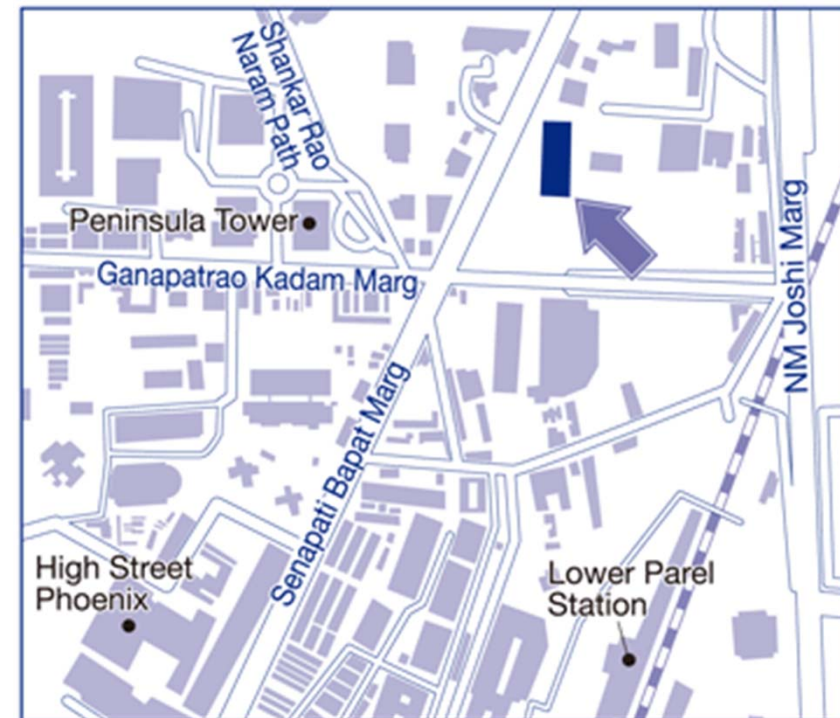
空港からのアクセス

タクシー：約45分(サルダール・ヴァラブバイ・パテル国際空港)

【V-2】みずほフィナンシャルグループ インド現地関連会社のご案内

◆ Mizuho Securities India Private Limited

所在地	Level 18, TOWER-A, Peninsula Business Park, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai 400013, India
企業概要	✓ 2010年8月設立、営業開始 ✓ M&Aアドバイザリー業務



空港からのアクセス

タクシー：約45分

【V-3】業務提携

◆ 現地有力金融機関及び州政府関係機関との業務提携

現地有力金融機関との業務提携



- 2008年1月にインド最大の銀行であるState Bank of Indiaと包括的な業務提携契約を締結
- 同行の支店網の活用(国内店舗数14,000店舗超)や、情報網を活用しインドにおける事業展開をサポート



- 2008年7月にインド財閥タタ・グループ傘下のTATA CAPITALと戦略的提携
- 同年2月にみずほ証券も同社と提携
- 2012年8月に東京センチュリーリースと業務提携

アーメダバード拠点



ニューデリー拠点



ムンバイ拠点

みずほセキュリティーズ
インド



チェンナイ拠点



バンガロール拠点



MIZUHO・Ascendas・Singbridge・IREO・日揮

の共同開発による総合工業団地



州政府関係機関との日系企業進出支援に関する業務協力覚書



グジャラート州 工業開発局

- ◆ 2009年11月締結(邦銀初)



タミル・ナドゥ州 産業・貿易促進局

- ◆ 2010年2月締結(邦銀初)



カルナタカ州 投資庁

- ◆ 2012年4月締結(邦銀初)



アンドラ・プラデシュ州 投資誘致機関

- ◆ 2018年2月締結(邦銀初)



マハラシュトラ州 産業開発公社

- ◆ 2015年9月締結(邦銀初)



ハリヤナ州 産業インフラ開発公社

- ◆ 2016年1月締結(邦銀初)

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。